



交野市都市計画
マスタープラン

令和5年4月
交野市



はじめに

交野市都市計画マスタープランは、魅力ある永住都市としてのまちづくりをより発展させるために、平成13年（2001年）に策定し、そして、市制施行40周年を迎える平成23年（2011年）に、策定後、初めての見直しを行いました。この見直しは、ちょうど第二京阪道路が全線供用開始となった1年後に行ったもので、そのために第二京阪道路の沿道も含めて、更なるまちの活性化を目指したものとなっています。

令和5年（2023年）、この見直しから約12年が経過しました。

この間、本市においても、本マスタープランに基づき、星田駅北エリアのまちづくりをはじめ、都市基盤施設の整備が進められる一方で、人口減少社会の進展、自然災害の激甚化、持続可能な社会の形成、DXなど、新たな多様かつ複合的な社会的課題の発生により、人々の暮らしや生活スタイルもそれに合わせて変化が求められることとなりました。

このような状況の中、これからのまちづくりは、新たに“モノ”を創造するだけでなく、今ある“モノ”をどう活かしていくのか、すなわち“活かすまち”を目指したまちづくりを進めていくことが必要だと考えます。

そうした思いを込めて、令和3年より見直し作業を進め、改定された「交野市都市計画マスタープラン」は、今後10年間の本市の新たな都市計画の指針として、地域資源や地域特性などを活かしながら、市民の皆様や企業等の皆様との協働により、若い世代に選ばれる、そして事業者にも選ばれる都市づくりを進めてまいりたいと考えています。

結びに、本マスタープランの改定にあたり、熱意と創造性にあふれた多くのご意見やご提言を賜りました都市計画審議会及び策定部会の委員の皆様をはじめ、計画改定に際し開催した市民ワークショップに参加された皆様、市議会議員の皆様、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、そして多くの関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、本市のまちづくりへのより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます

令和5年（2023年）4月

交野市長 山本 景

目次

序章 はじめに.....	1
第1節 都市計画マスタープランの位置づけ.....	1
第2節 都市計画マスタープランの役割.....	2
第3節 目標年次.....	2
第4節 都市計画マスタープランの構成.....	3
第1章 現況と分析.....	5
第1節 我が国を取り巻く社会潮流.....	5
第2節 交野市の現状.....	9
1. 位置及び地勢.....	9
2. 沿革.....	10
3. 人口.....	11
4. 住宅と住環境.....	16
5. 産業.....	17
6. 防災.....	20
7. 土地利用.....	21
8. 都市計画.....	23
第3節 現状の分析（魅力と課題）.....	28
第2章 都市づくりの方針.....	30
第1節 都市づくりの目標.....	30
1. 目指すべき将来像.....	30
2. 都市づくりの基本的な考え方.....	31
3. 都市の目標.....	32
4. 将来都市構造.....	34
5. 都市づくりの目標と重点方針、分野別の方針の関係.....	37
第2節 重点方針.....	38
第3節 分野別の方針.....	41
1. 土地利用の方針.....	41
2. 都市施設整備の方針.....	44
3. 市街地整備の方針.....	50
4. 住環境の方針.....	52
5. 安全・安心づくりの方針.....	53
6. 自然環境・景観形成の方針.....	55
第3章 都市計画マスタープランの実現にむけて.....	58
第1節 協働による誰もが活躍できるまちづくりの推進.....	58
第2節 地区まちづくりの推進と支援.....	59
1. 地区まちづくりの必要性.....	59
2. 地区まちづくりの進め方.....	60

3. 具体的なまちづくりの展開や効果.....	62
第3節 都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進.....	66
1. 施策や事業の効率的・効果的な推進.....	66
2. 広域的な連携・調整.....	66
第4節 計画の評価と見直し.....	67
巻末資料.....	69
■用語集.....	69
■策定経緯.....	72
■策定体制.....	73
■パブリックコメントの実施概要.....	80

注) 本文中にある用語で、※印のあるものは巻末の用語集にてその意味などを説明しています。

注) 割合の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の割合の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

序章 はじめに

交野市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」という。）は、平成 23（2011）年に計画期間を 10 年とした上で策定し、以降、本計画に基づき、様々な取組が着実に進んできました。

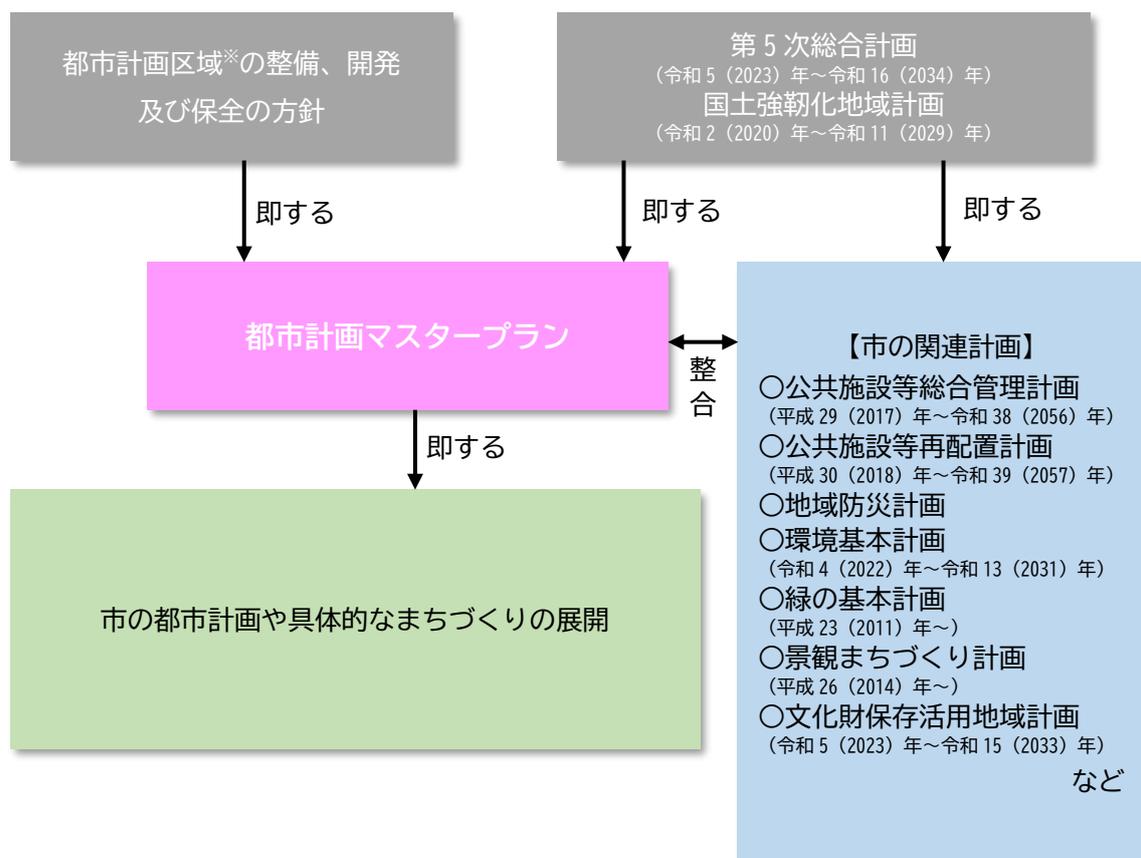
一方、この間、社会経済状況は、少子化の進展、超高齢社会の到来など新たな時代を迎え、都市を巡る状況も移り変わり、これらの変化への対応が求められる状況となりつつあります。

平成 23（2011）年に策定した都市計画マスタープランの目標年次（令和 2（2020）年）が経過したことや、社会状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランを改訂しました。

第 1 節 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法※第 18 条の 2 で規定する「市町村の都市計画に関する基本的方針」として位置づけられており、東部大阪都市計画区域マスタープランや本市の総合計画等に即して定められ、本市における都市計画やまちづくりを進める上での指針となるものです。

位置づけ



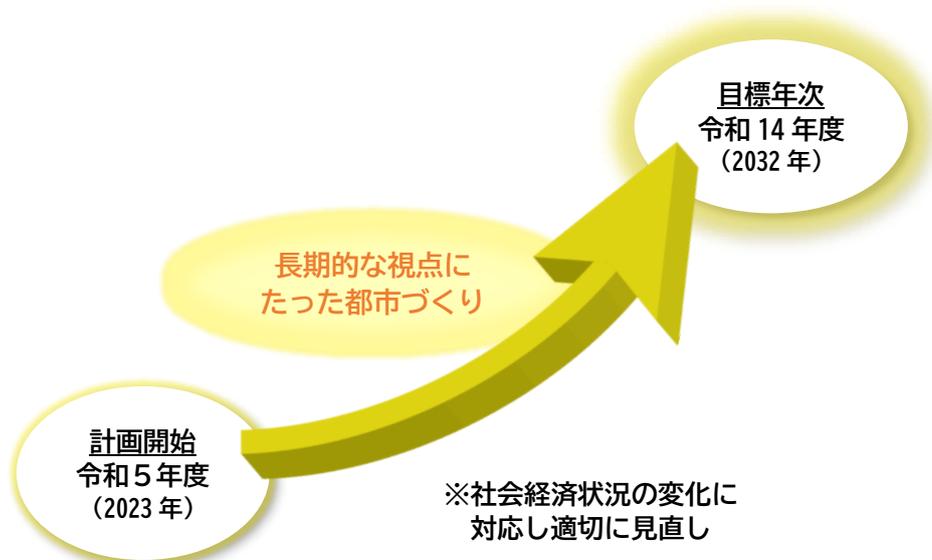
第2節 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、市の創意工夫のもと、市民の意向を反映させながら、都市の将来像や都市計画の方針を総合的に定めたものであり、以下の3つの役割を担います。

- まちの将来像や都市計画に関する方針等を示すことで市民や事業者と行政が思いを共有する
- 土地利用の規制・誘導や都市基盤※の整備など都市計画を定める際の基本的な指針となる
- 市民、事業者、行政が相互に連携を図り、それぞれの立場から主体的にまちづくりに取り組む上での指針となる

第3節 目標年次

当面の具体的な目標年次は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。ただし、今後の社会経済状況などの変化により、必要に応じて、計画期間も含め内容の見直しや修正を行います。



ワンポイント	「市民」と「住民」の違い
	市民：その地区内で住所を有する者のほか、その地区内で働き、学んだり、事業を行う者、又は団体を表します。
	住民：地方自治法第10条に規定されており、日本国民、外国人、会社を含む、その地区内に住所を有する者を表します。

第4節 都市計画マスタープランの構成

●これまで～都市基盤※を充実させることを重視してきました

これまでの都市計画マスタープランは、市全体の将来像や分野別方針から構成される「全体構想」と旧村単位を基本とする地域ごとの都市基盤※の整備方針を記す「地域別構想」から構成されていました。

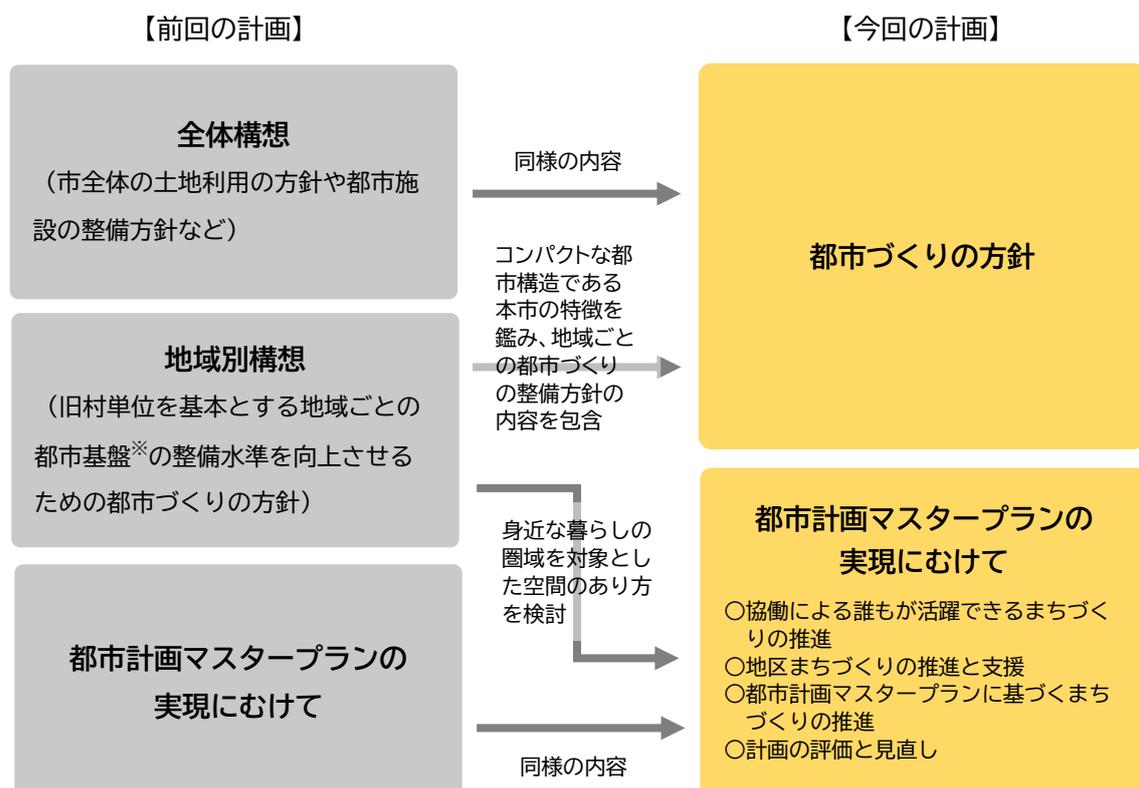
特に「地域別構想」では、昔ながらの集落の成り立ち/歴史的経緯などを考慮し、5つの地域（くらし・こうづ・きさべ・ほしだ・いわふね）ごとの都市基盤※の整備水準を向上させるための都市づくりの考え方を設定し、それに基づく都市づくりを着実に推進してきました。その結果、都市計画道路※をはじめとする施設整備については、通常の道路整備に加え、土地区画整理事業※や地区計画※等による面的整備に伴い整備率は向上してきています。

一方、人口減少社会に直面している近年においては、かつての「量的拡大」から「質的充足」の時代を経て、今は市民と行政など多様な立場の方々々が協力しあいながら、新たな価値を“共”に“創”り出す『共創』の考え方が広がってきています。

●これから～身近な暮らしの質を高めることを重視していきます

このような背景を踏まえ、都市基盤※に係る整備に関して、元来コンパクトな都市構造を有する本市においては、5つの地域に分けた地域別構想の必要性は薄れたため、かつての地域別構想の趣旨は基本、「都市づくりの方針」に包含するものとし、今後は身近な暮らしの範囲（例えば自治会など）における問題・課題の解決、資源の活用を通じて、暮らしの質的向上を目指す取組『地区まちづくり』を計画の実現における柱に位置づける構成に変更します。

都市計画マスタープランの構成の見直し



第1章 現況と分析

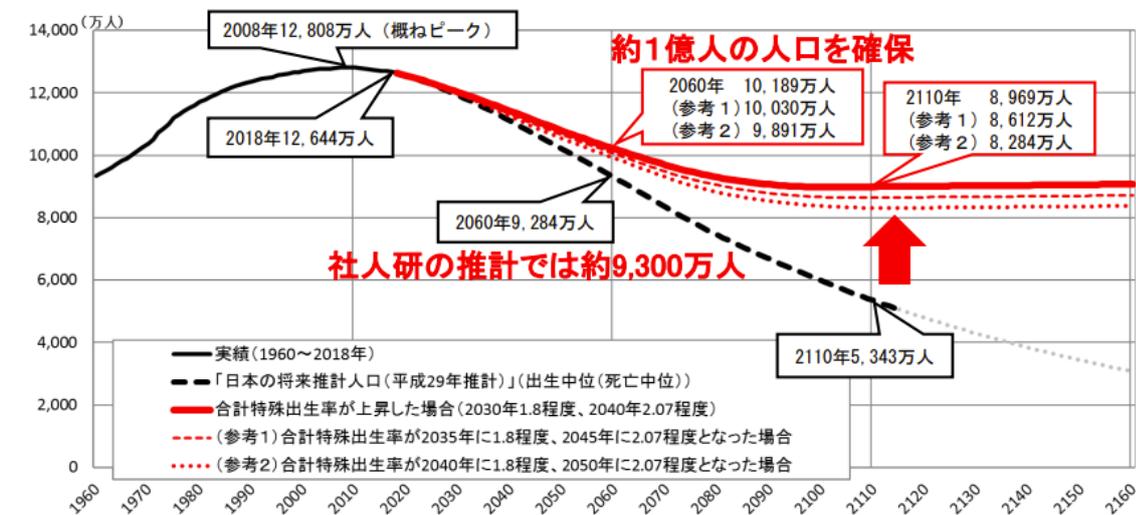
第1節 我が国を取り巻く社会潮流

○人口減少・超高齢社会の到来

我が国の人口は2008年をピークに減少傾向にあり、2050年には約1億人にまで減少すると言われています。併せて生産年齢人口は減少、高齢人口が増加し、高齢化率は約4割まで上昇する見込みとなっております。

国では、人口減少に歯止めをかけるため、様々な施策に取り組み2060年に1億人程度の人口確保を目指しております。

人口の推移と長期的な見通し



(注1) 社人研「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生中位(死亡中位)
 (注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。
 (注3) 実績(2018年までの人口)は、総務省「国勢調査」等による(各年10月1日現在の人口)。2115~2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

出典：内閣府「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」

ワンポイント	高齢化社会、高齢社会、超高齢社会の違い
	高齢化社会：65歳以上の高齢者の割合が「人口の7%」を超えた社会 高齢社会：65歳以上の高齢者の割合が「人口の14%」を超えた社会 超高齢社会：65歳以上の高齢者の割合が「人口の21%」を超えた社会

○災害リスクの増大

我が国は、地形・地質・気象などの国土条件により、かねてより自然災害による甚大な被害を受け続けています。

今後30年以内には、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生する確率は70%以上と切迫した状況にあり、災害リスクの増大とそれに伴う大規模な被害が懸念されています。

一方、近年は大規模地震による災害のみならず、台風や長雨による洪水や土砂災害等の水災害の激甚化・頻発化が問題になっており、これら災害に対する防災・減災の取組が重要視されています。

大阪府に影響のあった主な水災害・地震災害

水災害		地震災害	
年月	名称	年月	名称
昭和25年9月	ジェーン台風	昭和19年12月	東南海地震
昭和27年7月	梅雨前線豪雨	昭和21年12月	南海地震
昭和28年9月	昭和28年台風第13号	平成7年1月	兵庫県南部地震
昭和36年9月	第二室戸台風	平成30年6月	大阪府北部地震
昭和42年7月	昭和42年7月豪雨		
昭和47年7月	昭和47年7月豪雨		
昭和57年7月	昭和57年7月豪雨		
平成7年7月	平成7年梅雨前線豪雨		
平成24年8月	平成24年8月豪雨		
平成25年8月	平成25年8月豪雨		
平成29年10月	平成29年台風第21号		
平成30年7月	平成30年7月豪雨		
平成30年8月	平成30年台風第21号		

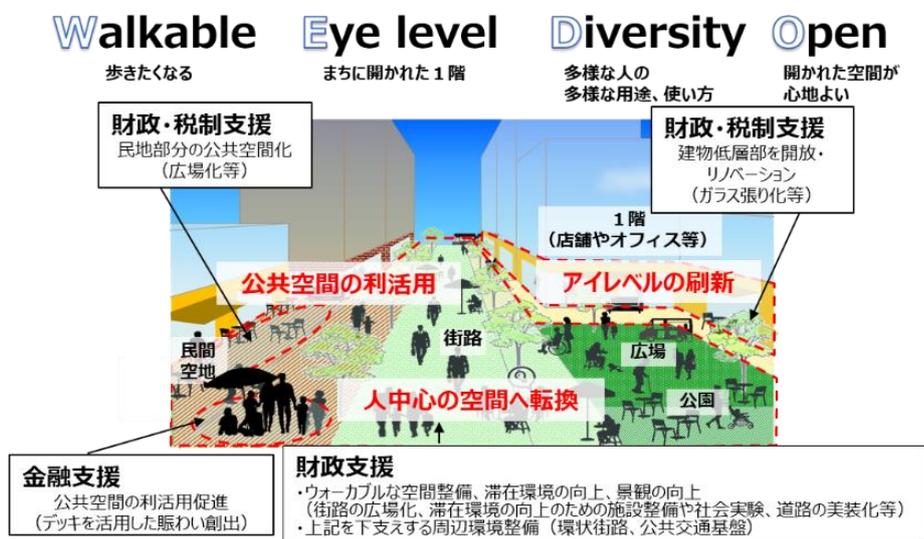
出典：大阪府

○新たな生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワーク※等が急速に普及し、働き方をはじめ住まい方や暮らし方など生活様式の多様化が加速しました。それらに加え、ワーケーション※や二地域居住※・地方移住も脚光を浴びており、従来の東京一極集中の傾向にも変化が見えつつあります。

まちなかにおいては、コンパクトでゆとりと賑わいのある、歩きながら心地よさを感じる事ができるウォークブル※な空間を目指す取組をはじめオープンスペースの有効活用や職住近接のニーズに対応する取組などが進んでいます。

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ



出典：国土交通省 HP

○脱炭素社会の実現

平成 27 (2015) 年に開催された COP21 (第 21 回気候変動枠組条約締約国会議) では、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定「パリ協定」が採択され、国内では令和 2 (2020) 年に「2050 年までのカーボンニュートラル」を宣言、令和 3 (2021) 年に「地域脱炭素ロードマップ」を国・地方脱炭素実現会議が公表しています。

これまでの対策では地球温暖化対策目標であるパリ協定目標の実現は難しいことから、地球温暖化対策を経済成長のカギとするグリーン・リカバリー方針のもと、カーボンニュートラルの実現を目指しています。

○「SDGs-持続可能な開発のための 17 の目標」に基づく取組の推進

平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。

SDGs は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標であり、持続可能な社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットで構成されています。

我が国においても、誰一人として取り残さない世界を目指して取組が進められています。



出典：国際連合広報センターHP

○科学技術の活用 (Society5.0)

Society5.0 とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会の姿を意味します。

ICT※、ビッグデータ、人工知能（AI）などの科学技術の活用により、都市が抱える課題の克服と新たなまちづくりの取組が進みつつあります。

Society5.0 の社会のイメージ



出典：「Society5.0 とは」内閣府 HP

第2節 交野市の現状

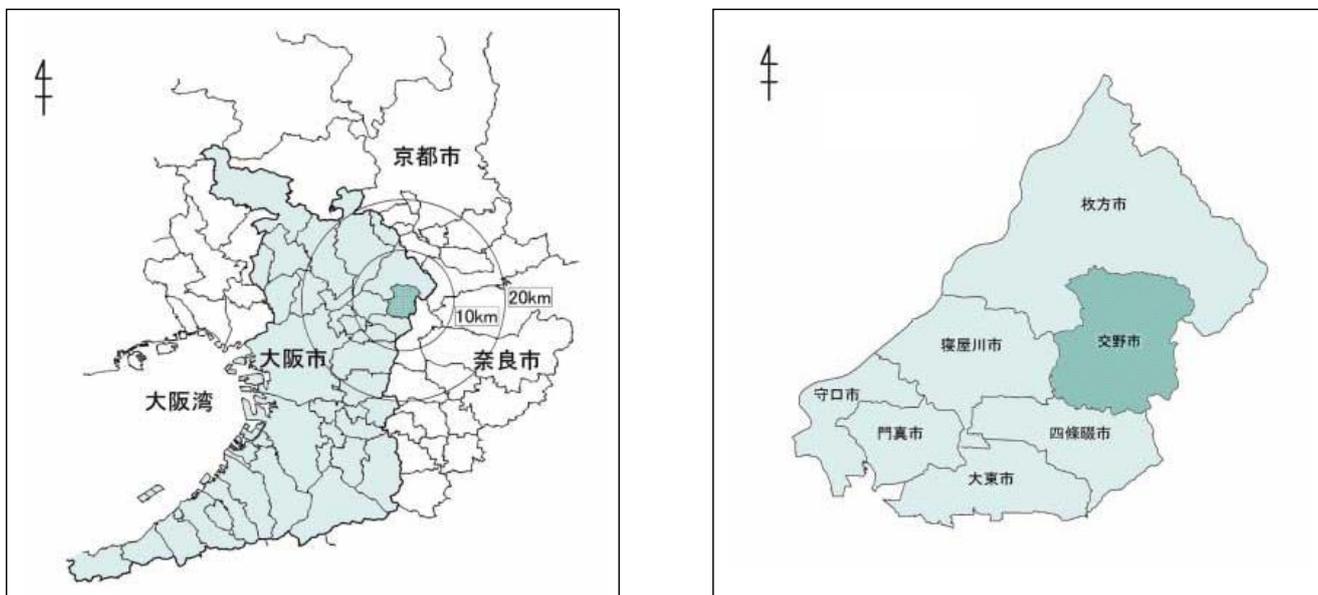
1. 位置及び地勢

本市は、大阪府の北東部に位置し、大阪市、京都市及び奈良市までいずれも概ね 20 km の距離にあり、東西約 5.4 km、南北約 6.8 km の方形をしており、その面積は、約 25.55 km² です。

このうち約半分が山地で、市域の北東部から南西部にかけて連なっています。平地部は、洪積層及び沖積層からなっており、河川は、寝屋川流域の傍示川のほかは天野川流域で、いずれも淀川水系に属しています。

また、本市には山地と平野部の境に位置する交野断層のほか、西側を南北に走る枚方断層や生駒断層、東南側を南北に走る高船断層群、北側には田口断層が分布しています。いずれも比較的小規模ではありますが、これらの断層に起因する地震が発生した場合は相当の震度になると考えられています。

位置図



活断層図



2. 沿革

本市には、およそ2万年前にすでに人が住みついていたと考えられ、旧石器やその後の縄文時代早期の土器などが数多く出土しています。

弥生時代になると天野川流域で農耕文化が定着しました。また、古墳時代には森地域の丘陵に^{かたの}肩野^{ものべ}物部氏が古墳を築き、その後鉄器生産を開始しました。

一方、倉治から寺地域の山麓においては、^{かたのいみき}交野忌寸の祖・漢人庄員が一族をひきいて渡来し、機織りの技術をおこしたと伝えられています。

奈良・平安時代には郡津から私部地域にかけて交野郡の役所や寺院が置かれます。そのため、平安京から多くの貴族が来て、天野川や七夕を題材に和歌を詠むなど貴族文化が花開きます。

鎌倉時代に入るところには、多くの山寺が築かれます。特に、傍示にある八葉蓮華寺は有名で、快慶作の阿弥陀如来立像を安置しています。

室町時代の応仁の乱以降、戦乱の渦中に巻き込まれ、戦国時代末頃までには私部城（交野城）が築かれ北河内の軍事拠点にもなりました。

江戸時代には、郡津・倉治・私部・寺・森・傍示・私市・星田の8か村が置かれ、地元有力者の庄屋が村を治めました。また、当時の市内の農業は米以外にも、菜種や綿の栽培が盛んでした。

明治22（1889）年に、それまでの旧集落が、^{こうのむら}交野村、磐船村、星田村に統合され、昭和14（1939）年には、交野村と磐船村が合併して^{かたのちよう}交野町に、さらに昭和30（1955）年には交野町と星田村が合併して、新しい交野町になりました。当時、人口わずか1万人で、農山村の面影を残していましたが、昭和45（1970）年の国勢調査で3万人を超え、都市的施設の充実に努めるため、昭和46（1971）年11月3日に市制を施行し、大阪府内31番目の市として交野市が誕生しました。

その後、順調に基盤整備の充実、宅地供給が進み、人口も右肩上がりに増加しました。平成5（1993）年には、市民が健康で豊かな生活を実現できるよう「健康福祉都市かたの」を宣言しました。

平成22（2010）年には、市内初の高規格道路である第二京阪道路が開通、大阪・京都方面への交通アクセスが向上しました。さらにそのポテンシャルに加え JR 星田駅の立地を活かし、星田北エリアでは土地区画整理事業※によるまちづくりが進んでおり、周辺では大型物流施設の立地や住宅地開発が展開されています。

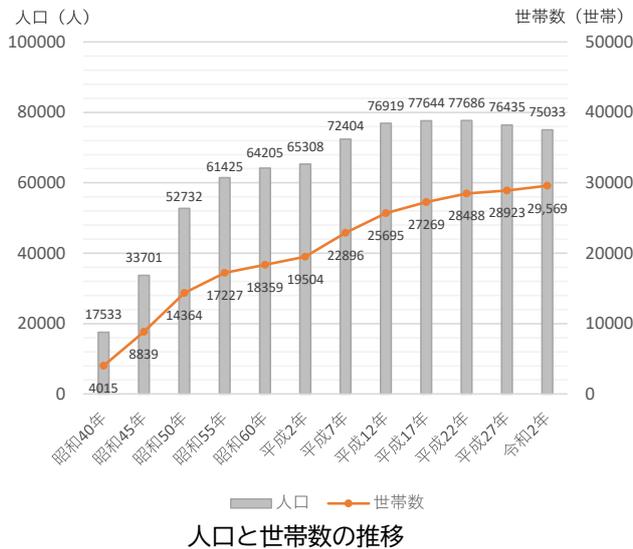
令和3（2021）年には市制50周年を迎え、現在も緑豊かな住宅都市として発展を続けています。

3. 人口

(1) 人口と世帯数

本市の人口は、昭和40年代前半から昭和50年にかけて、高度経済成長とともに人口・世帯数とともに急激な増加をみせ、平成12(2000)年には76,919人と30年間で43,218人増加しました。

その後、社会構造の変化や経済状況などの要因により、人口77,686人となった平成22(2010)年以降、人口は減少に転じ令和2(2020)年には75,033人となっています。世帯数は平成17(2005)年の27,269世帯からも、増加傾向が続き、令和2(2020)年には29,569世帯となっています。



北河内地域の人口と世帯数 (令和2(2020)年)

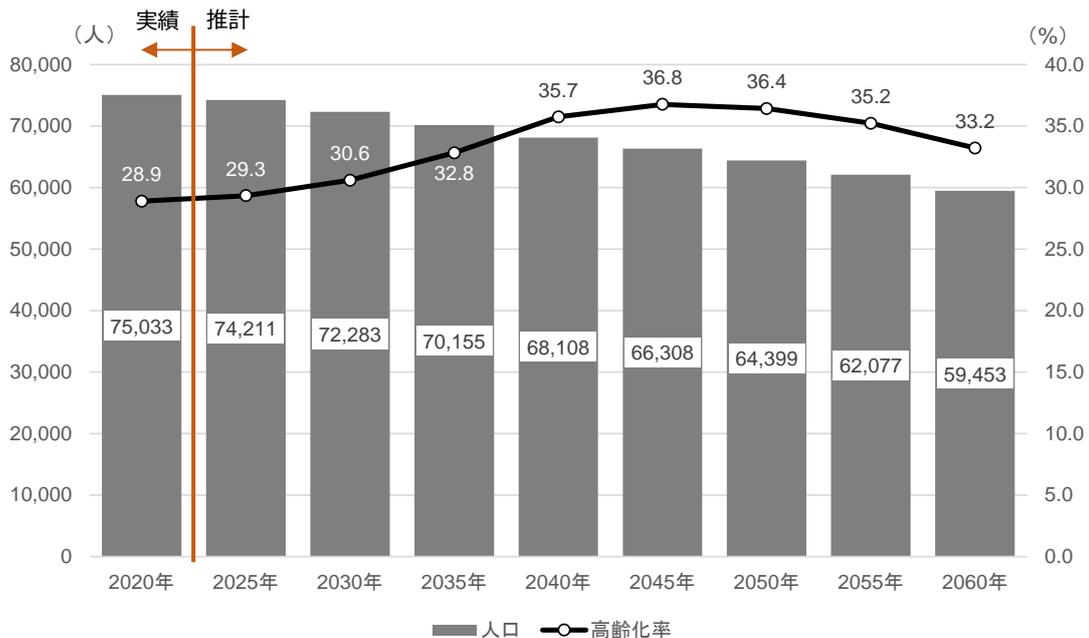
	人口	世帯数	平均世帯人員数
大阪府計	8,837,685	4,135,879	2.14
北河内計	1,139,459	503,700	2.26
守口市	143,096	67,860	2.11
枚方市	397,289	172,253	2.31
寝屋川市	229,733	101,538	2.26
大東市	119,367	52,686	2.27
門真市	119,764	57,379	2.09
四條畷市	55,177	22,415	2.46
交野市	75,033	29,569	2.54

出典：国勢調査

出典：国勢調査

(2) 将来人口推計

交野市人口ビジョンによると、令和2(2020)年以降は人口減少・少子高齢化が急速に進むことが予測され、令和27(2045)年には高齢化率が約37%とピークを迎え、その後は緩やかに減少するものの、人口は一貫して減少し続ける見込みとなっています。

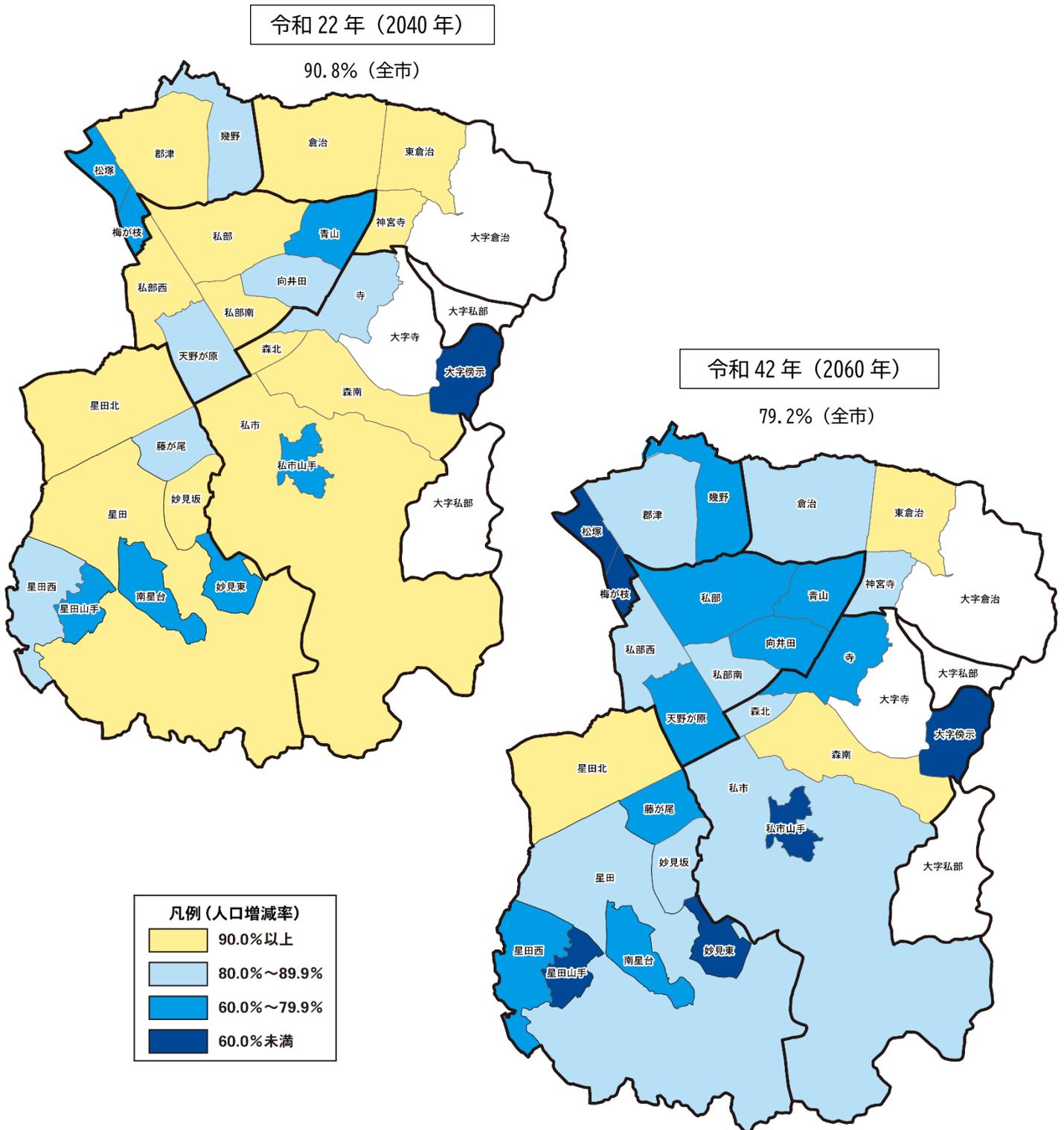


将来人口推計 (人口の将来展望)

出典：交野市人口ビジョン

地域別の将来人口を見ると、全体的に減少傾向であり、大字傍示や松塚、梅が枝などの市縁辺部の地区の減少率が特に高くなっています。

令和2（2020）年の人口を基準にした場合、令和42（2060）年に大字傍示で11.1%、松塚48.3%、梅が枝58.0%となっています。市域内陸部でも、私市山手59.9%、星田山手57.3%、妙見東53.8%など、山手側の昭和40年代に開発された地域で人口の大幅な減少が予想されています。



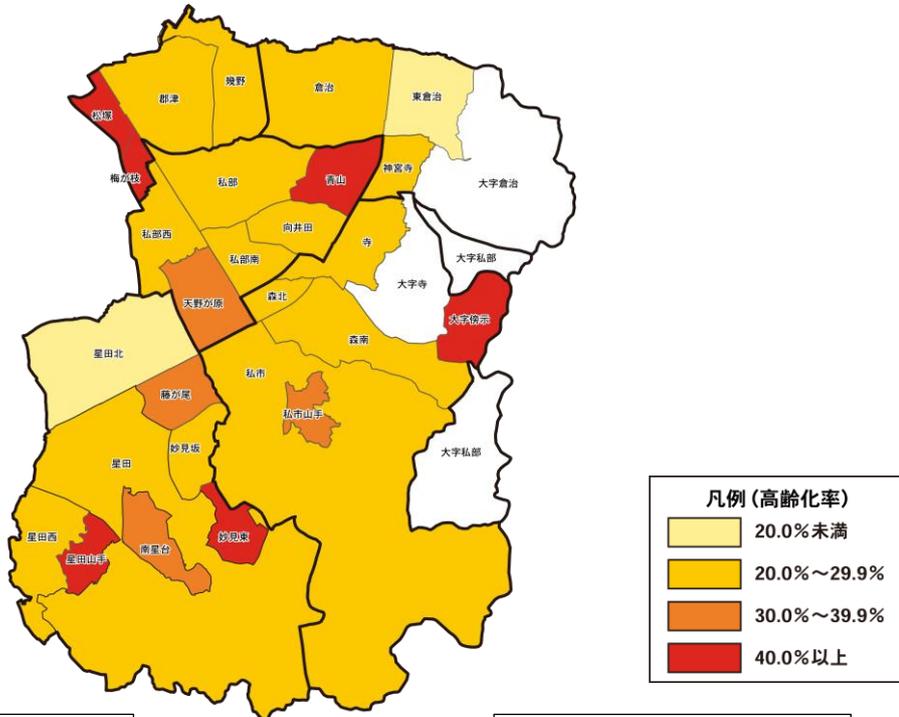
将来人口の増減率（令和2年（2020年）を100とした増減率）

出典：交野市人口ビジョン

地域別の将来の高齢化率（65歳以上の占める割合）を見ると、令和2（2020）年では半数以上の地域が30%以下であったものが、令和22（2040）年にはほとんどの地域が30%以上となり、令和42（2060）年には寺地区以外の全ての地区が高齢化率30%以上となっています。

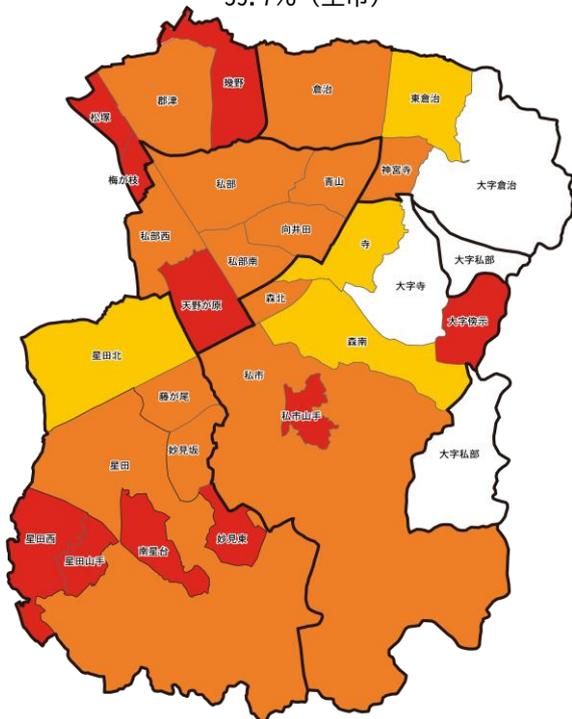
令和2年（2020年）

28.9%（全市）



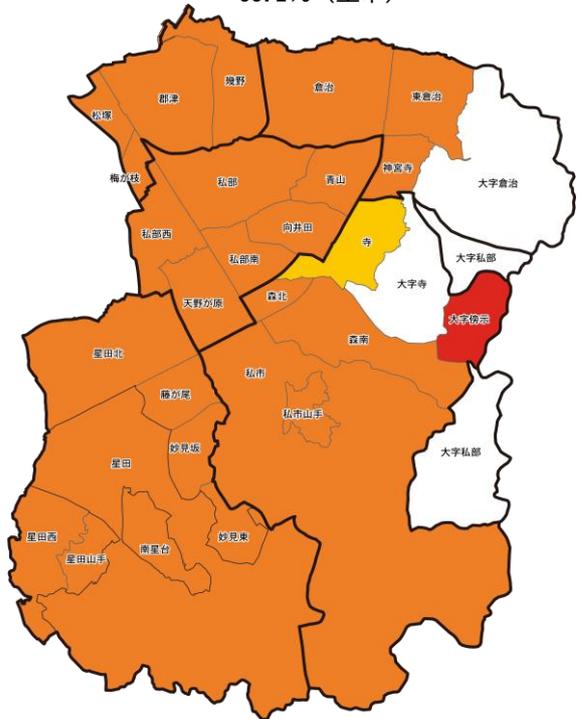
令和22年（2040年）

35.7%（全市）



令和42年（2060年）

33.2%（全市）



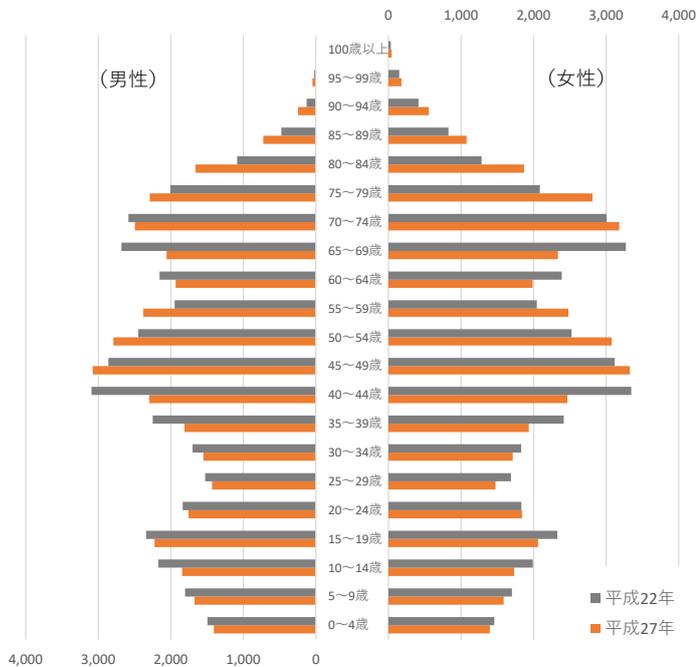
将来の高齢化率（65歳以上の占める割合）

出典：交野市人口ビジョン

(3) 年齢別人口構成

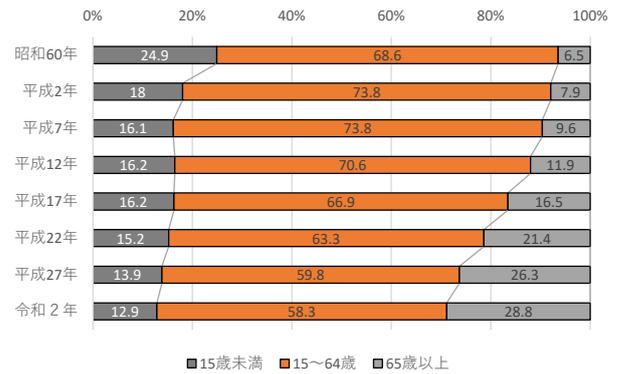
令和2（2020）年の本市における65歳以上の人口が占める割合は28.8%であり、大阪府平均（27.5%）に比べて若干高い割合となっており、昭和60（1985）年の6.5%から急激に増加しています。

また、15歳未満の人口が占める割合は、昭和60（1985）年の24.9%から減少傾向にあり、令和2（2020）年には12.9%まで減少しています。



年齢別人口

出典：国勢調査



■15歳未満 ■15～64歳 ■65歳以上

年齢3区分別人口割合の推移

出典：国勢調査

(4) 流出人口

本市における流出状況は、就業者 33,177 人のうち約 70%にあたる 23,051 人は、他市町村へ通勤しています。その内訳は大阪市がもっとも多く 7,062 人 (30.6%)、次いで枚方市 5,482 人 (23.8%)、寝屋川市 2,004 人 (8.7%) となっています。

また、流入状況では、本市における従業者 18,028 人^(注)のうち 7,713 人が他市町村から流入しています。もっとも流入者が多いのが枚方市の 3,434 人 (44.5%) で、次いで寝屋川市 1,056 人 (13.7%)、大阪市 495 人 (6.4%) となっています。

流出状況は、就業者流出が大阪市、枚方市で過半数を占め、他府県への流出が 12.5%と少ないの
に比べ、通学者では京都府の 14.1%を筆頭に、兵庫県や奈良県など他府県流出が合計 21.8%となっ
ています。

就業者流出状況 (平成 27 (2015) 年)

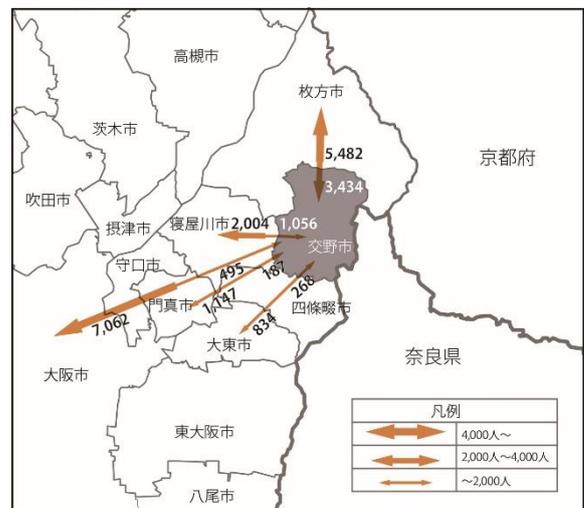
流出			流入			
流出先	(人)	(%)	流入先	(人)	(%)	
合計	23,051	100.0	合計	7,713	100.0	
大阪府内	大阪市	7,062	30.6	枚方市	3,434	44.5
	枚方市	5,482	23.8	寝屋川市	1,056	13.7
	寝屋川市	2,004	8.7	大阪市	495	6.4
	門真市	1,147	5.0	大東市	268	3.5
	大東市	834	3.6	門真市	187	2.4
	その他	3,641	15.8	その他	1,137	14.7
他府県	2,881	12.5	他府県	1,136	14.7	

出典：国勢調査

通学者流出状況 (平成 27 (2015) 年)

流出			流入			
流出先	(人)	(%)	流入先	(人)	(%)	
合計	4,006	100.0	合計	1,971	100.0	
大阪府内	枚方市	959	23.9	枚方市	455	23.1
	大阪市	720	18.0	大阪市	297	15.1
	寝屋川市	325	8.1	大東市	178	9.0
	大東市	258	6.4	寝屋川市	155	7.9
	四條畷市	209	5.2	門真市	93	4.7
	その他	662	16.5	その他	404	20.5
他府県	873	21.8	他府県	389	19.7	
内訳	京都府	564	14.1	京都府	96	4.9
	兵庫県	168	4.2	兵庫県	168	8.5
	奈良県	65	1.6	奈良県	65	3.3
	その他	76	1.9	その他	60	3.0

出典：国勢調査



就業者の流出状況 (平成 27 (2015) 年)

(注) 国勢調査 (平成 27 (2015) 年) 「交野市における従業地における就業者数」による

4. 住宅と住環境

高度経済成長期における大都市圏への人口集中は、質より量が優先され、急速な市街地の拡大を招きました。こうした中、本市においては永住志向を満たすことのできる安全で快適な住宅建設の誘導を図ってきたことから比較的良好な住宅・住環境が保たれています。

持ち家率は 79.2%であり、大阪府平均（58.2%）や全国平均（64.3%）を上回っているだけでなく、北河内地域においても極めて高い数値を示しています。住宅の建て方についても、一戸建て住宅が7割に及び、大阪府平均（40.0%）を大きく上回っています。

専用住宅の1住宅あたり延床面積についても 94.57㎡で、大阪府平均（76.20㎡）を大きく上回っています。また、最低居住水準※未満率については 2.6%と、大阪府平均（9.2%）を大きく下回り、北河内地域においても最も低くなっています。

住宅の所有関係（令和2（2020）年）

	持ち家	公営、公社、 公団の借家	民営 借家	給与 住宅	間借り
全国	64.3	5.0	31.1	2.5	3.0
大阪府	58.2	8.5	35.5	2.5	1.2
守口市	60.5	4.3	36.1	2.2	1.5
枚方市	70.1	7.6	22.5	2.2	0.9
寝屋川市	63.8	7.0	26.5	1.8	1.0
大東市	61.6	7.1	30.7	1.1	1.3
門真市	53.3	7.3	39.5	1.4	1.3
四條畷市	70.7	2.2	27.2	0.7	1.1
交野市	79.2	6.3	14.5	1.3	1.1

単位：%

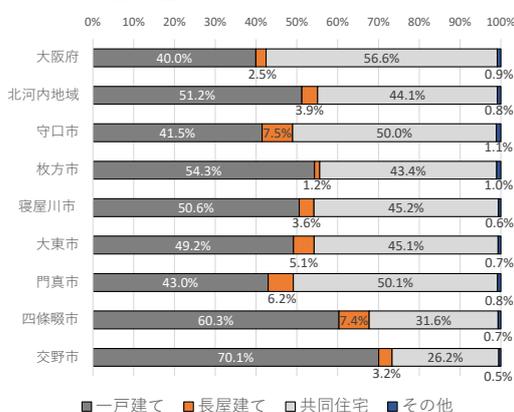
出典：国勢調査

延床面積と最低居住水準※未満率（平成30（2018）年）

	総住宅数	専用住宅の1住宅 あたり延床面積 (㎡)	最低居住 水準未満率※ (%)
大阪府	3,949,600	76.20	9.2
守口市	64,170	70.84	10.3
枚方市	166,200	85.82	5.8
寝屋川市	99,470	80.18	6.2
大東市	51,090	78.32	9.4
門真市	56,880	69.60	11.9
四條畷市	21,710	88.01	7.8
交野市	28,880	94.57	2.6

出典：住宅・土地統計調査

住宅の建て方（令和2（2020）年）



出典：国勢調査



良好なまちなみ（星田西）

本市における空き家率は、平成30（2018）年で 9.8%であり、大阪府下の 15.2%、他の北河内地域と比べても最も低くなっています。

空き家率（平成30（2018）年）

	総住宅数	空き家	空き家率
大阪府	4,680,200	709,400	15.2
守口市	77,790	13,180	16.9
枚方市	190,160	23,560	12.4
寝屋川市	117,140	17,200	14.7
大東市	59,890	8,660	14.5
門真市	68,960	11,970	17.4
四條畷市	25,410	3,630	14.3
交野市	32,120	3,160	9.8

出典：住宅・土地統計調査

5. 産業

(1) 産業構成

平成 28 (2016) 年の事業所数は卸売・小売業が最も多く 423 箇所、次いで医療・福祉が 236 箇所となっています。産業別従業者数は、医療・福祉がもっとも多く 3,725 人、次いで卸売・小売業が 3,512 人、製造業が 3,206 人となっています。

北河内地域の各市と比較して、本市は第一次産業従事者の割合が 0.8% (北河内地域の平均 0.4%) と高くなっており、第二次産業従事者の割合が 23.5% (北河内地域の平均 24.8%) と低くなっています。

産業大分類別事業所数・従業者数 (平成 28 (2016) 年)

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)
医療, 福祉	236	3,725
卸売業, 小売業	423	3,512
製造業	180	3,206
宿泊業, 飲食サービス業	192	1,151
建設業	199	1,078
教育, 学習支援業	128	896
生活関連サービス業, 娯楽業	180	871
運輸業, 郵便業	39	707
サービス業 (他に分類されないもの)	98	651
不動産業, 物品賃貸業	117	343
学術研究, 専門・技術サービス業	88	342
金融業, 保険業	24	280
複合サービス事業	11	231
情報通信業	14	20
農業, 林業	3	15
電気・ガス・熱供給・水道業	2	10
漁業	0	0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0

出典：経済センサス

北河内地域各市の産業別就業者数 (令和 2 (2020) 年)

	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
大阪府計	17,807	0.5%	786,169	22.6%	2,678,446	76.9%
北河内地域計	1,914	0.4%	113,456	24.8%	341,326	74.7%
守口市	122	0.2%	15,102	25.6%	43,697	74.2%
枚方市	807	0.5%	34,393	22.2%	119,617	77.3%
寝屋川市	339	0.4%	22,039	24.2%	68,804	75.5%
大東市	118	0.2%	14,499	29.4%	34,701	70.4%
門真市	143	0.3%	13,825	29.2%	33,326	70.5%
四條畷市	120	0.5%	6,098	26.2%	17,013	73.2%
交野市	265	0.8%	7,500	23.5%	24,168	75.7%

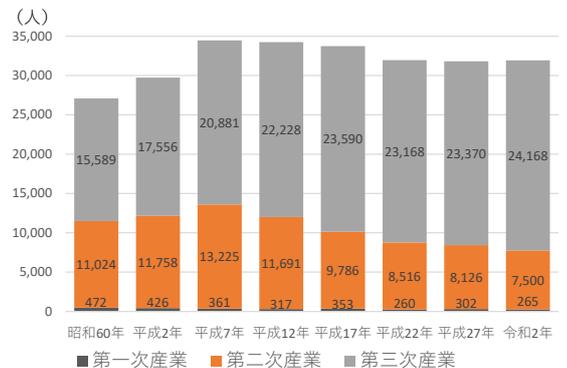
出典：国勢調査

産業別就業者数の推移について第一次産業の従事者は、昭和 60 (1985) 年の 472 人から減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年には 265 人となっています。第二次産業の従事者は平成 7 (1995) 年の 13,225 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年に 7,500 人となっています。第三次産業の従事者は増加傾向にあり、昭和 60 (1985) 年では 15,589 人でしたが令和 2 年には 24,168 人となっています。

産業別就業者数の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	472	426	361	317	353	260	302	265
第二次産業	11,024	11,758	13,225	11,691	9,786	8,516	8,126	7,500
第三次産業	15,589	17,556	20,881	22,228	23,590	23,168	23,370	24,168
総数	27,180	29,987	34,815	34,685	34,524	32,999	33,177	33,025

出典：国勢調査



産業別就業者数の推移

出典：国勢調査

(2) 農業

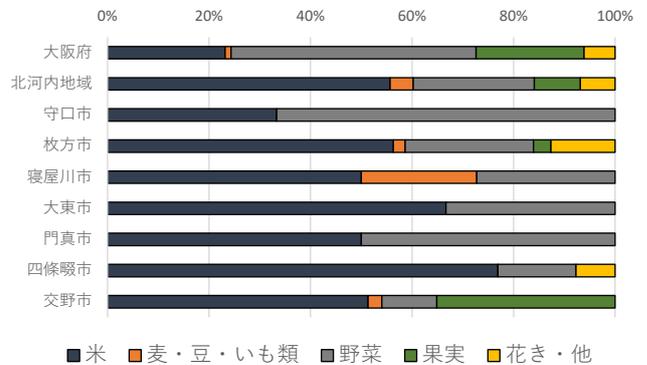
農家数、耕地面積はともに減少傾向にあり、令和2（2020）年現在で農家数374戸、耕地面積76haとなっています。また、利用別では、耕地面積の約8割の57haが田として利用されていますが、ぶどう、みかんなどの観光農園も盛んです。

北河内地域の農業粗生産額構成比（平成29（2017）年）

単位：千万円

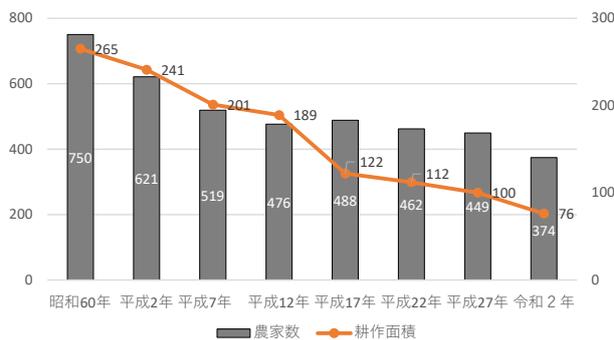
	米	麦・豆・ いも類	野菜	果実	花き・他
大阪府	765	37	1594	702	201
北河内地域	98	8	42	16	12
守口市	1	0	2	0	0
枚方市	49	2	22	3	11
寝屋川市	11	5	6	0	0
大東市	4	0	2	0	0
門真市	4	0	4	0	0
四條畷市	10	0	2	0	1
交野市	19	1	4	13	0

出典：市町村別農業産出額（推計）



北河内地域の農業粗生産額構成比（平成29（2017）年）

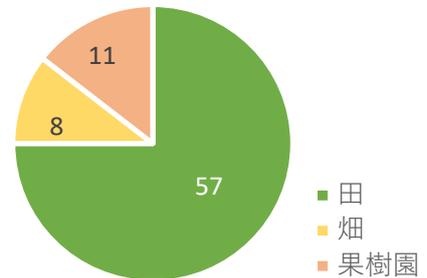
出典：市町村別農業産出額（推計）



農家数、耕地面積の推移

出典：農林業センサス

※農林業センサスでは、調査対象農家の下限を5a（平成2（1990）年以降は10a）などとしており、耕地面積が市全体の農地面積とは合致しない



耕地面積の構成（令和2（2020）年） 単位：ha

出典：農林業センサス

(3) 工業

平成 30 (2018) 年の事業所数は 103 箇所、従業員数は 3,098 人、製造品出荷額等は 92,863 百万円となっており、事業所数、従業員数は概ね横ばいで推移しているものの製造品出荷額等は増加傾向となっています。

製造品出荷額等の推移

	事業所数 (箇所)	従業員数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成23年	108	3,010	73,451
平成24年	103	2,886	71,039
平成25年	104	2,852	70,337
平成26年	102	2,836	79,611
平成27年	101	2,757	84,035
平成29年	102	3,025	85,648
平成30年	103	3,098	92,863

出典：工業統計（平成 23 (2011) 年、平成 27 (2015) 年は経済センサス活動調査）

(4) 商業

平成 28 (2016) 年現在の年間販売額は 65,231 百万円、商店数は 330 店、従業員数は 2,911 人で、平成 24 (2012) 年と比較して従業員数が増加したものの、平成 16 (2004) 年以降傾向としては商店数、従業員数は減少傾向にあります。

商業販売額の推移

	年間販売額 (百万円)	商店数 (店)	従業員数 (人)
平成16年	71,867	554	4,081
平成19年	73,520	469	3,720
平成24年	57,402	333	2,699
平成26年	70,311	328	2,913
平成28年	65,231	330	2,911

出典：平成 19 (2007) 年までは商業統計
平成 21 (2009) 年以降経済センサス



商業販売額の推移

出典：平成 19 (2007) 年までは商業統計
平成 21 (2009) 年以降経済センサス

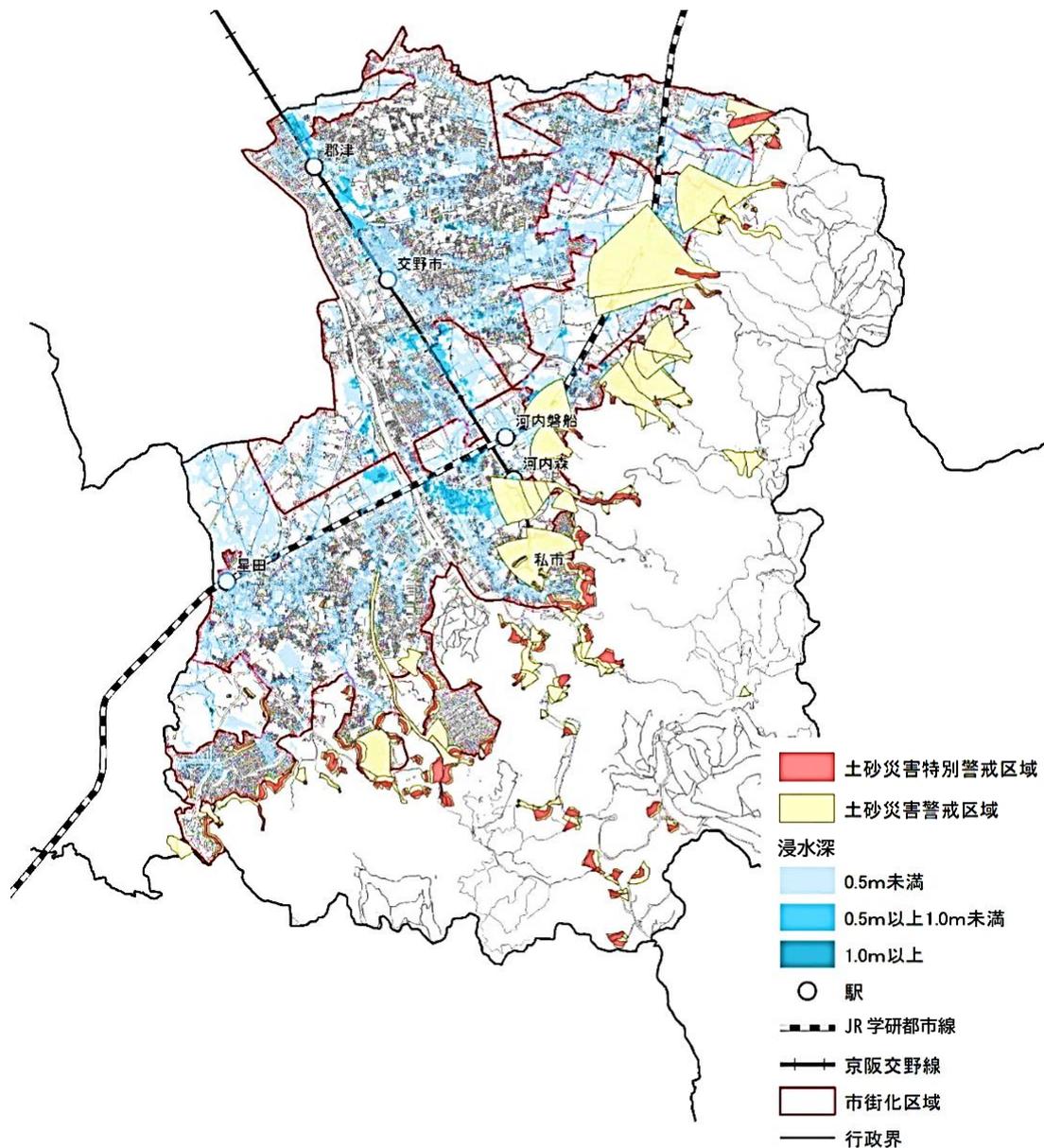


商業業務地（星田北2丁目）

6. 防災

本市は市域の約半分を山地が占めており、土砂災害特別警戒区域※（レッドゾーン）や土砂災害警戒区域※（イエローゾーン）の指定も散見されることから、山地に面している平野部において土砂災害発生による被害が懸念されます。

さらに、市域を南北に流れる天野川周辺の市街地では大規模降雨が発生した場合、浸水被害が想定されています。



※想定雨量については「既往最大雨量（平成 24（2012）年 8 月 14 日に妙見東雨量観測所で観測された推定時間最大雨量 123mm の降雨）が市内全域に降った場合の想定結果」



ハザードマップ

出典：交野市総合防災マップ（令和 2（2020）年）

7. 土地利用

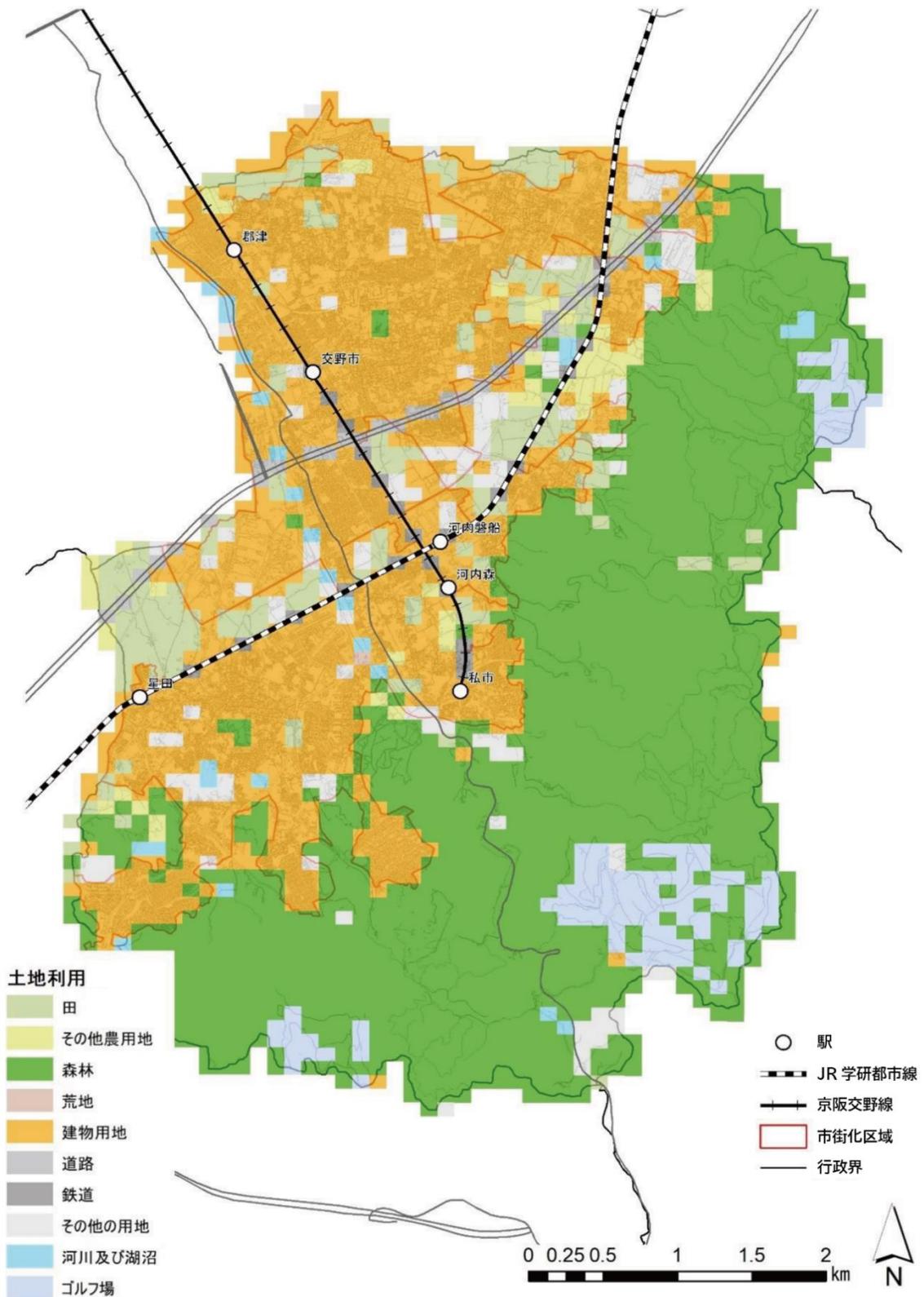
田・畑が合計 274.0ha で 10.7%、山林・水面等が合計 1,215.5ha で 47.6%、一般市街地、商業業務地等の宅地が 842.9ha で 33.0%、公共施設、官公署等の土地利用が 222.6ha で 8.7%となっています。

土地利用別の面積と割合

土地利用	面積 (ha)	割合 (%)
田・休耕地	219.6	8.6%
畑	54.4	2.1%
小計	274.0	10.7%
山林	994.0	38.9%
水面	23.2	0.9%
原野・牧野	181.0	7.1%
低湿地・荒蕪地	17.3	0.7%
小計	1,215.5	47.6%
一般市街地	557.9	21.8%
商業業務地	41.0	1.6%
工場地	91.1	3.6%
集落地	152.9	6.0%
小計	842.9	33.0%
公共施設	23.0	0.9%
官公署	23.6	0.9%
学校	50.5	2.0%
公園・緑地	48.2	1.9%
社寺敷地、公開庭園	12.8	0.5%
運動場・遊園地	17.4	0.7%
道路・鉄軌道敷	30.5	1.2%
墓地	8.1	0.3%
その他	8.5	0.3%
小計	222.6	8.7%
合計	2,555.0	100.0%

※その他…未利用地・未建築宅地など

出典：都市計画基礎調査（令和2（2020）年）



土地利用現況図

出典：国土数値情報（平成 28（2016）年度）

8. 都市計画

(1) 用途地域[※]等

本市は、市域全域（約 2,555ha）が都市計画区域[※]に定められており、市街化区域[※]は約 967ha、市街化調整区域[※]は約 1,588ha となっています。

用途地域[※]が定められている地域が 978ha あり、住居系の地域が 846ha（86.5%）、商業系が 19ha（2%）、工業系が 113ha（12%）となっています。

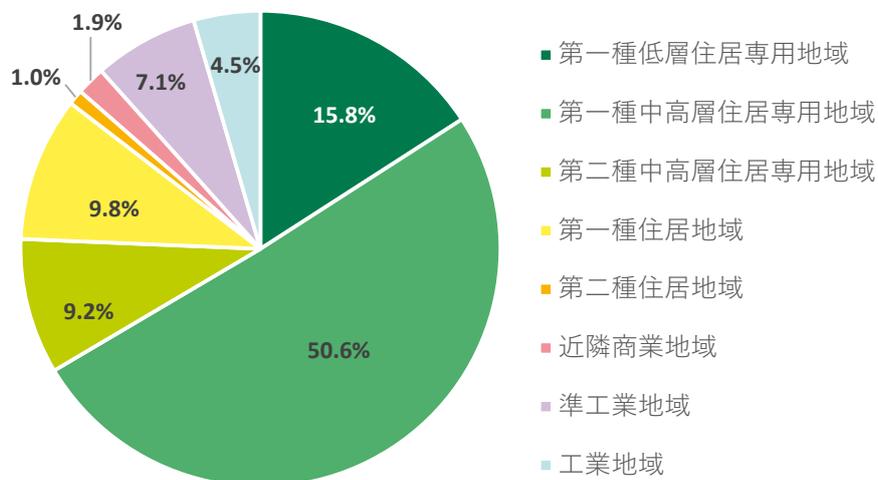
本市では第1種から第3種の高度地区[※]が定められており、良好な市街地環境の誘導を図っています。高度地区[※]の指定は住居系用途地域[※]全域と、一部の商業系用途地域[※]にされており、その面積は 857ha となっています。また、近隣商業地域の全域と、隣接する住居系地域の一部に準防火地域を定め、災害に備えた不燃化の促進に努めています。

用途地域[※]等の面積

区域区分	面積 (ha)	割合 (%)
市域面積	2,555	-
都市計画区域 [※]	2,555	100.0
市街化区域 [※]	967	37.8
市街化調整区域 [※]	1,588	62.2
用途地域 [※]	978	100.0
第一種低層住居専用地域	155	15.8
第一種中高層住居専用地域	495	50.6
第二種中高層住居専用地域	90	9.2
第一種住居地域	96	9.8
第二種住居地域	10	1.0
近隣商業地域	19	1.9
準工業地域	69	7.1
工業地域	44	4.5

出典：交野市都市計画部

用途地域[※]の内訳



(2) 地区計画※

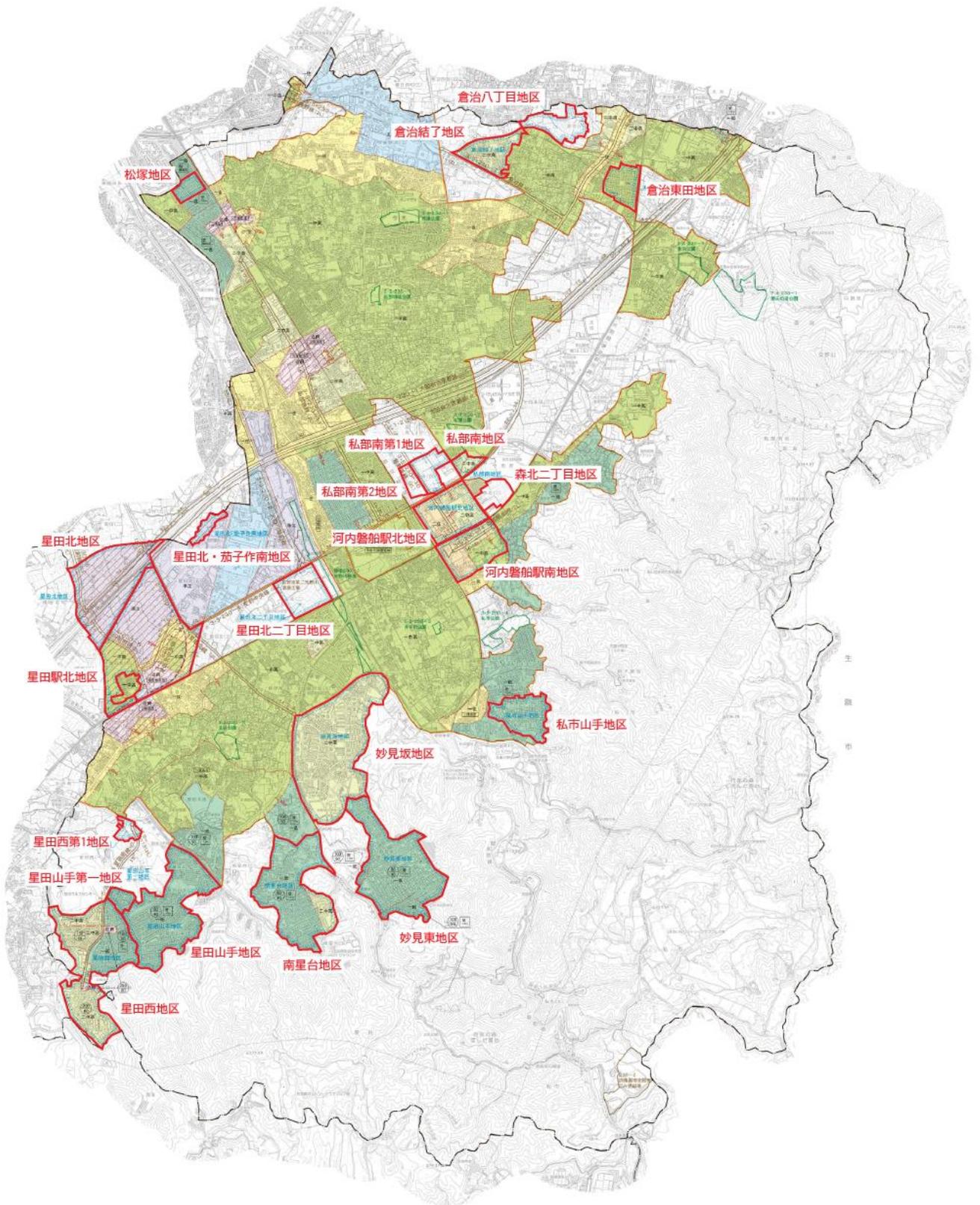
本市では、昭和 61（1986）年より一般的な用途地域※制度を補完し、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを推進するため、地区計画※制度の積極的な活用により、良好な住環境の保全を図っています。また、平成 24（2012）年以降は、都市計画提案制度を活用した市街化調整区域※での地区計画※を策定しており、地域課題の解決とともに特徴あるまちづくりが進められています。

現在、22 地区において計画決定し、その面積は、約 234ha です。

交野市内の地区計画※

地区名		区域面積 (ha)	都市計画決定告示日 (当初)
市 街 化 区 域 ※	星田山手地区	約19.1	S61.4.1
	倉治結了地区	約5.7	S61.7.30
	私部南地区	約1.7	S61.7.30
	妙見東地区	約23.4	S61.7.30
	南星台地区	約20.8	S61.7.30
	星田西地区	約24.7	S63.9.14
	星田山手第1地区	約1.6	S63.9.14
	妙見坂地区	約31.6	H1.8.11
	河内磐船駅南地区	約9.3	H2.12.4
	河内磐船駅北地区	約9.3	H8.1.31
	私市山手地区	約7.2	H9.12.22
	倉治東田地区	約4.4	H14.3.29
	松塚地区	約2.3	H20.3.28
	星田北・茄子作南地区	約3.8	H28.3.30
	星田北地区	約18.7	H30.3.28
	星田駅北地区	約29.6	H30.3.28
市 街 化 調 整 区 域 ※	私部南第1地区	約3.8	H24.3.16
	倉治八丁目地区	約5.0	H28.9.16
	星田西第1地区	約1.3	H28.12.19
	星田北二丁目地区	約6.3	H29.7.20
	私部南第2地区	約1.8	H31.3.27
	森北二丁目地区	約2.8	R4.8.26

出典：交野市都市計画部



地区計画の位置図

出典：交野市都市計画部

(3) 都市計画道路※

都市計画道路※は、社会情勢に合わせ見直し変更を行い、現在、大阪枚方京都線（以下、「第二京阪道路」という。）をはじめとして13路線、総延長24,040mが計画決定されています。すでに整備が済んでいるものの延長は21,480m（整備率89.4%）となっています。

都市計画道路※の整備状況

都計 番号	路線名称	計画園長 (m)	幅員 (m)	整備延長 (m)	備考
1・2・230-1	大阪枚方京都線	5,090	30	5,090	
3・1・230-1	大阪枚方京都線	5,090	80	5,090	
3・3・230-2	天の川磐船線	1,240	25	480	平成24年2月変更
3・4・230-6	星田駅前線	1,110	16	1,110	平成30年3月変更
3・4・230-17	星田北中央線	410	16	410	平成30年3月決定
3・5・230-7	幾野倉治線	870	14	480	平成26年2月変更
3・5・230-8	交野中央線	4,570	14	4,370	平成30年3月変更
3・5・230-10	私部東線	860	14	860	平成26年2月変更
3・5・230-11	私部西線	1,840	14	1,840	平成26年2月変更
3・5・230-13	星田北線	1,470	14	260	平成26年2月変更
3・5・230-14	磐船駅前線	300	14	300	
3・5・230-15	星田南線	1,120	12	1,120	
3・5・230-16	村野幾野線	70	14	70	平成26年2月決定
合計		24,040	—	21,480	89.4%

出典：交野市都市計画部

(4) 都市計画公園

都市計画公園・緑地は公園8カ所、緑地1カ所の合計19.79haを計画決定しており、整備面積は10.67ha、整備率は53.9%となっています。

都市計画公園の状況

都計 番号	公園・緑地名称	公園 種別	計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	開設 年度	備考
3・3・230-1	郡津公園	近隣公園	1.70	0.39	令和4年	
3・3・230-2	私部公園	近隣公園	3.50	3.50	昭和55年	
3・3・230-3	倉治公園	近隣公園	2.00	2.00	平成13年	
3・3・230-4	私市公園	近隣公園	1.80			
3・3・230-5	星田公園	近隣公園	1.60	1.58	平成9年	
2・2・230-1	私部城址公園	街区公園	0.45			
2・2・230-2	井手内公園	街区公園	0.24			
7・4・230-1	源氏の滝公園	風致公園	4.90			
緑地230-1	天の川緑地	緑地	3.60	3.20	昭和51年	平成29年7月変更
合計			19.79	10.67		53.9%

出典：交野市都市計画部

(5) 下水道

本市に関連する都市計画下水道（汚水）は、淀川左岸流域関連公共下水道、寝屋川北部流域関連公共下水道で、合わせて1,220haの区域が計画決定され、現在917.12haで下水処理されています。

下水道の状況

	都市計画決定面積 (ha) (汚水)	下水処理面積(ha) (汚水)	処理施設	備考
淀川左岸流域関連下水道	1,179.00	897.61	渚 水みらいセンター	平成30年3月変更
寝屋川北部流域関連下水道	41.00	19.51	なわて 水みらいセンター	平成30年3月変更
合 計	1,220.00	917.12		75.2%

出典：交野市都市計画部

(6) その他の処理施設

本市に関連するごみ処理施設（四條畷市交野市ごみ焼却場）や、し尿処理施設（交野市天野川第二清掃工場）、北河内4市リサイクルプラザ“かざぐるま”を計画決定し、それぞれ稼働しています。

その他処理施設の状況

名称	計画面積 (ha)	計画面積 (ha)	処理能力 計画	処理能力 共用
交野市天野川第二清掃工場	0.80	0.80	65kl/日	65kl/日
四條畷市交野市ごみ焼却場	7.10	5.70	328t/日	148t/日
枚方市・交野市・寝屋川市・四條畷市 北河内4市リサイクルプラザ	0.50	0.50	53t/日	

出典：交野市都市計画部

第3節 現状の分析（魅力と課題）

前節では、これまでの都市計画マスタープランをベースにまちづくりを実行した結果として、様々なカテゴリごとに交野市の今ある姿（現状）を示しました。本節では、そうした今ある現状に加え、社会環境の変化や市民・事業者に対する意識調査などの結果を踏まえ、まちづくりに係る分析を取りまとめました。

○少子高齢化への対応

本市の人口は、国勢調査によると平成 27（2015）年から令和 2（2020）年で減少している一方で、世帯数は一貫して増加しています。高齢化は平成 12（2000）年以降、急激に進展し、令和 2（2020）年では 28.8%まで増加、一方、15 歳未満の人口割合は 12.9%まで減少しています。

このような典型的な少子高齢化の傾向は今後も続いていくことが予想されており、高齢者が暮らしやすいまちづくりとともに、若い世代が住みたいと思えるまちづくりを進める必要があります。

○暮らしの利便性の維持・向上

〈公共交通〉

本市は、2本の鉄道（JR 学研都市線、京阪交野線）が交差するように敷設され、市内には6つの鉄道駅を有しています。これらの鉄道に対するフィーダー交通※として路線バスやタクシーが運行されるほか、第二京阪道路の整備等により、広域の交通利便性は確保されています。しかしながら、バス交通については、少子高齢化等に伴い利用者数の減少等が進んでおり、持続可能な公共交通の仕組みを構築することが必要です。

また、市民アンケート調査の「住んでいる地域の課題や問題点」によると、高齢者を中心に鉄道やバスなど公共交通の利用に対する不便さを感じる意見が多くなっており、移動手段や外出のきっかけづくりなどについて、今後も引き続き検討する必要があります。

〈生活サービス機能〉

医療、商業、社会福祉施設等の日常生活サービス機能は市街地内に広く分布しており、日常生活の利便性は確保されています。一方、買い物などは交通ネットワークにより枚方市等の周辺都市と連担した生活圏を有していることから広域的な連携が求められています。

○良好な住環境の維持・向上

本市は、既成市街地の住宅地のほか、星田北エリアなど土地区画整理事業※に伴い整備された新たな住宅地や地区計画※による良好な住環境が形成されています。しかし、昭和 40 年代に開発された住宅地、いわゆるニュータウンと言われる住宅地や旧集落地において、高齢化等が進んでおり、空き家の発生などの問題が懸念されます。今後も住み続けられる住宅地であるための対策が必要です。

一方、市民アンケート調査では、29 歳以下では「他の場所に引っ越したい」の割合が高いものの、年齢が上がるにつれて定住意向は増加傾向にあります。これらは平成 27 年度の国勢調査でもその傾向がみられ、20 歳代の流出がみられるものの、30 歳代から 40 歳代前半では転入超過となっています。そのため、引き続き子育て層に移住・定住先として選ばれるまちとしてふさわしい住環境の充実や移住・定住支援を行う必要があります。

○にぎわいや活力の創出

新たなまちづくりが進む星田北エリアは、交通利便性も高く、住宅地をはじめ工場や物流施設、商業施設など様々な都市機能※の立地が進みつつあることから、引き続き、事業を推進しながら本市のにぎわいや活力創出につなげていく必要があります。

現在、建替えが検討されている庁舎については、時代ニーズに応じた庁舎のあり方とともに、その周辺整備も含めて検討していく必要があります。

○安全・安心に暮らせる環境づくり

近年、地震や台風、集中豪雨など大規模な自然災害が頻発しており、平成 30（2018）年に発生した大阪北部地震及び台風 21 号では合計で約 50 トンの災害廃棄物の処理がありました。被害を最小限に抑えるような取組や早期の復旧・復興のための備えが必要です。

市民アンケートでは、安全・安心や防災への意識が高いことが伺われることから、地域防災力の向上につながる取組も必要です。

一方、通学路の安全対策など、高齢者や子ども、子育て世代が安心して暮らすことができる環境整備も必要です。

○みどりや地域資源の保全・活用

本市は山林などの豊かな自然環境に恵まれ、市内を流れる七夕伝説の舞台でもある天野川をはじめ多様な歴史文化資源も息づいています。

近年、環境問題や自然保護が重要視されるなかにあって、多様な機能を有する「みどり」に対する意識も変わりつつあります。

このような状況を鑑み、本市の特徴である“みどり”や“地域資源”の保全や活用を通じたまちづくりを展開していくことが必要です。

ワンポイント	「緑」と「みどり」の違い
<p>緑：樹木や草花など、植物そのものを表しています。</p> <p>みどり：樹木や草花などの、植物そのものの「緑」だけでなく、公園、河川、緑地、街路や生物の生息生育環境、さらには学校や民湯地の緑地や屋上緑化など、市民皆さんの安全・安心、防災、快適性、景観など、まちを構成する様々な環境を表現しています。</p>	

第2章 都市づくりの方針

第1節 都市づくりの目標

1. 目指すべき将来像

目指すべき将来像は、以下に示す第5次交野市総合計画（基本構想）の「まちの将来像」と設定し、都市計画マスタープランはその将来像を空間面から実現するための考え方を示すこととします。

懐かしさと新しさが交わる

みんなのところが ^{なご}和むまち かたの

- 古くからの伝統文化と緑あふれる自然環境に恵まれ、素朴でゆったりとした風土が育まれてきた本市は、市民憲章に「和（自然と・文化と・人と）」を掲げ、自然との調和を図りながら都市基盤※整備を進めることにより、安らぎのある雰囲気はそのままに、新しい出会いや可能性が感じられるまちとして発展してきました。
- まちが成熟するとともに人口が減少局面に入り、少子高齢化、災害や感染症、社会インフラの老朽化などのリスクにより、これまで当たり前であった暮らしの安心・安全を維持していくことが難しい時代に入っています。
- このような背景から、本市がこれまで大切にしてきた、人と自然、古さと新しさ、多様な考え方などが交わり、調和し、認め合う価値観を強みとして、急速に変化していく社会にしなやかに、かつ大胆に対応しながら、みんなが穏やかな暮らしを営み続けることができる“こころのふるさと”としてあり続ける姿を表現しました。

（第5次交野市総合計画基本構想より）

《人口の将来展望》

- ・ 総合計画基本構想では、将来人口推計（目指すべき間将来展望）として、中長期的に「出生率の向上」と「社会増減の均衡」を図った場合、令和16（2034）年の人口はおよそ7万人と想定しています。
- ・ まちの活力と世代間の助け合いを持続的なものとするため、若い世代の移住・定住と、出生数の増加に向けた取組みを進めることで、バランスのとれた人口構成を目指しています。

2. 都市づくりの基本的な考え方

“活” かすまち かたの

交野市は、豊かな自然環境をはじめ、計画的に整備された住宅地、鉄道やバスの公共交通ネットワークなどをベースに住宅都市として発展してきました。近年は、第二京阪道路沿道の新たなまちづくりの推進とともに新たな雇用の場や都市活力が創出されるなど職住近接の都市としての兆しも見えています。これらの資源を活かしつつ、交野市がさらに魅力あふれる都市となる次なるステップへと進むため、『“活” かすまち かたの』を基本的な考え方として、都市づくりを進めていきます。

“活”には、若い人や子育て世代の人が生き活きと暮らすことができる、活力があふれる、安全・安心に活動できる、様々な地域資源を活用できる、活躍する人材を育てるといった様々な意味がこめられています。“活”という言葉を重要なキーワードとして、今後の本市の都市づくりを展開していきます。



※英語表記を掲載するにあたりまして、交野市国際交流協会の皆様にご協力をいただきました。

3. 都市の目標

本市の現状や課題を踏まえ、将来像を実現するため次のような4つの目標を掲げます。

(1) 若い世代や子育て世代が**生き生き**と暮らせるまち

買い物や通勤・通学に係る生活利便性が高く、子育てや新たな生活様式に対応した暮らしが求められています。本市の自然環境に恵まれているといった特徴を活かし、若い世代や子育て世代が**生き生き**と暮らせるまちを目指します。

〈実現されるまちのイメージ〉



(2) **活力**あふれるまち

第二京阪道路の広域交通ネットワークの利点を活かした新たな都市機能[※]や産業機能の立地誘導によるまちづくりのほか、既成市街地における空き家や空き店舗等のリノベーション[※]や社会実験的取組など小さなまちづくり活動を通じて、まち全体に活力があふれるまちを目指します。

〈実現されるまちのイメージ〉



4. 将来都市構造

本市は大阪都心部への通勤圏にありつつ、豊かな自然に恵まれたコンパクトな都市です。加えて、枚方市や寝屋川市など商業・業務・文化等の様々な都市機能※、レクリエーション機能※等を有する都市と連担しており、広域的な生活圏を形成していることも大きな特徴です。

これからの都市のあり方を考える上で、各都市で全ての機能をそろえることは現実的ではなく、暮らしを支える都市機能※の充実・補強を軸に、その他の機能については必要に応じて周辺都市と連携・補完しあうことで持続可能な暮らしが可能となる都市構造を形成していきます。

(1) 軸

市内や隣接する都市を結ぶ動線を「軸」とします。

【生活交流軸】

京阪交野線及び国道168号を、市民生活の移動や隣接市との連携の主軸となることから「生活交流軸」として位置づけます。市民生活の移動を支え、隣接する枚方市との広域的な連携を図ることで、生活利便性を高めます。

【広域交流軸】

JR学研都市線、第二京阪道路を、広域的な交流・連携の主軸となることから「広域交流軸」として位置づけます。第二京阪沿道の都市づくりの推進、商業・業務機能※の充実を図り、都市のにぎわい・活力創出に努めます。

(2) 拠点

鉄道駅周辺は、本市での暮らしを支える様々な機能が集積していることから、その特徴を考慮した「拠点」として位置づけます。

名称	概要
交野市駅周辺	交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、市役所や商業・業務施設が立地する本市の中心的な役割を担っていることから、本市を牽引する拠点とします。
星田駅周辺	交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、商業施設や医療施設等が立地する新市街地が形成されることから、新たな暮らしの利便性を支える拠点とします。
河内磐船駅・河内森駅周辺	交通結節点（鉄道・バス等）としての役割のほか、公共施設（ゆうゆうセンター）や商業施設等が立地する生活の中心としての役割を担っていることから、暮らしの利便性を支える拠点とします。
私市駅周辺	本市の観光スポット（府民の森等）を訪れる際の玄関口となることから、観光・レクリエーション機能※を重視した拠点とします。
郡津駅周辺	地域医療の中核病院が立地し、駅前には市民の憩いの場（松塚公園）や国際的な文化交流の場が設けられていることから生活の拠点とします。

(3) 区域

都市的土地利用や、自然的な環境の保全や活用等を図る面的な広がり「区域」とします。

【自然区域】

市域の約半分を占める山地部は、自然区域として位置づけます。山地部の緑は、保水や砂防、大

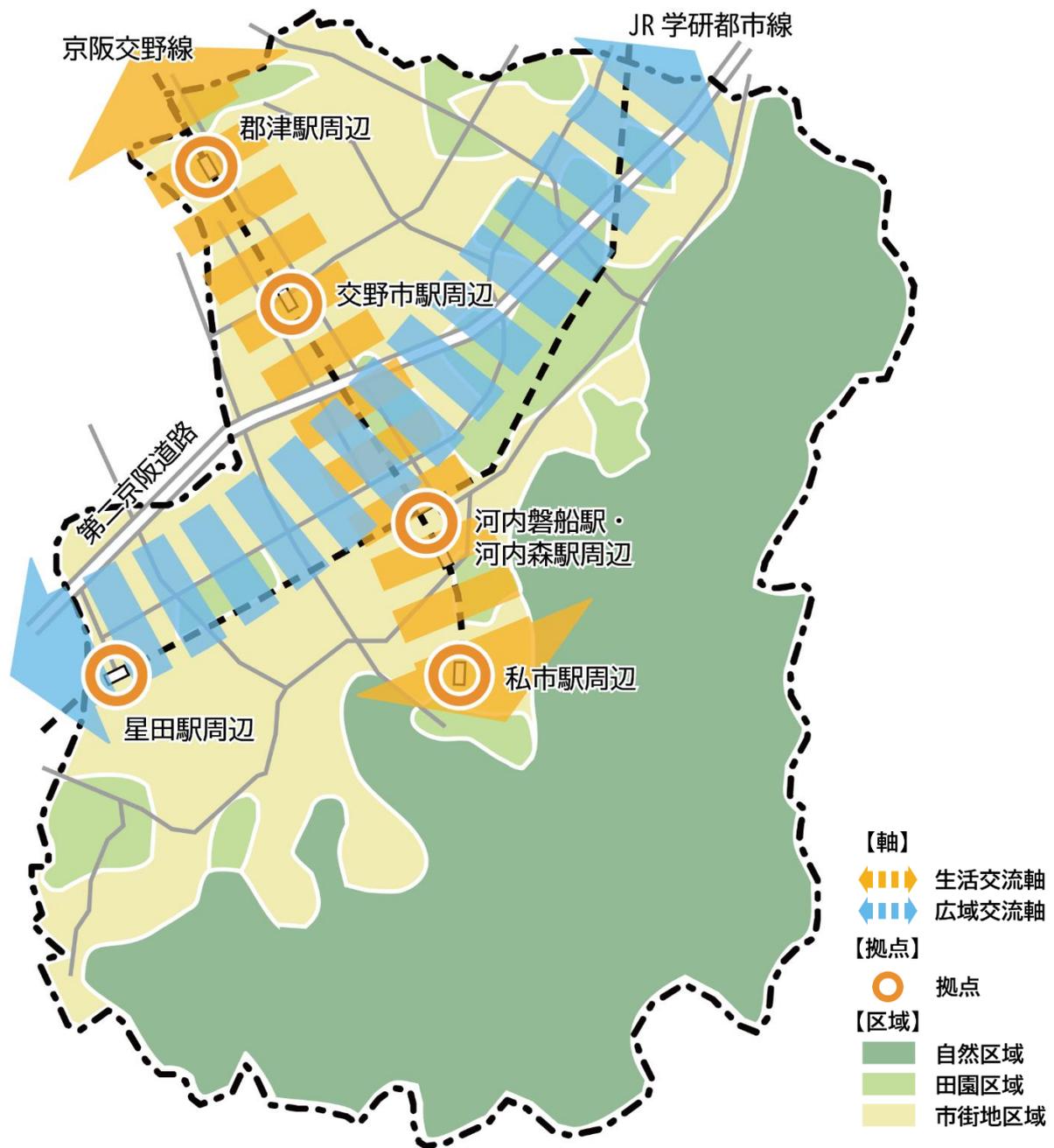
気浄化などの機能を有し、市民の生活を守るとともに、豊かな緑の自然景観を形成していることから、災害防止の施策を講じながら、市民のやすらぎの空間、市民の心のふるさととして維持・保全を図ります。

【田園区域】

平地部における市街化調整区域※は、田園区域として位置づけます。基本的には無秩序な土地利用を抑制し、営農環境の保全や土地所有者の意向を踏まえた活用を図ります。第二京阪道路沿道の地域においては、広域的な交通利便性を活かし、周辺の住環境に配慮した土地利用を図ります。

【市街地区域】

自然区域、田園区域以外の市街地を市街地区域として位置づけます。市街地区域では、安全で快適な住環境の維持・増進に努めつつ、旧集落においては、歴史的なまちなみを残し、景観を保全しながら地域にふさわしいまちづくりを検討します。工業地については良好な操業環境の確保、近隣の住環境との調和を図ります。



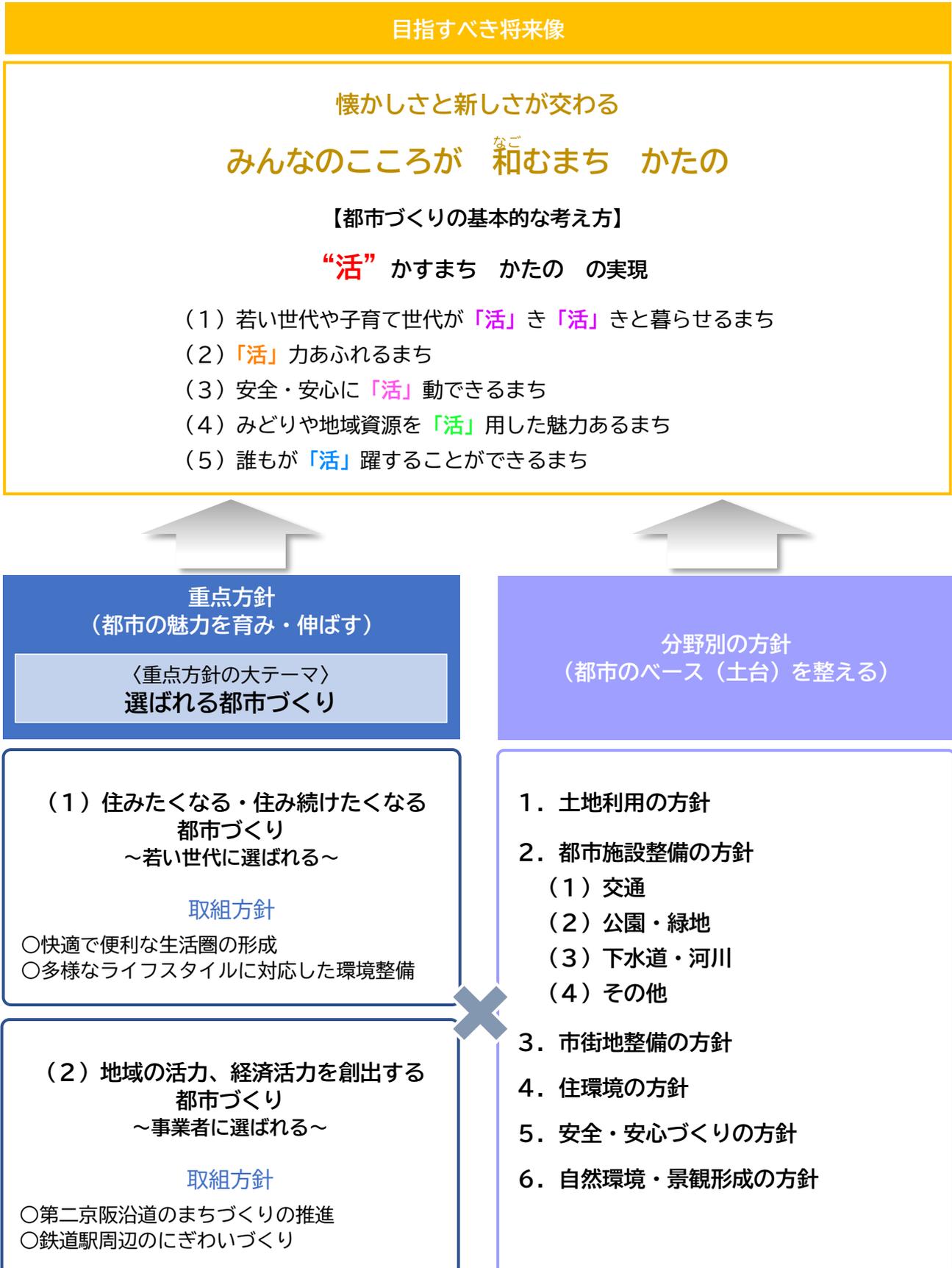
将来都市構造図

区域（将来都市構造）	ゾーン（詳細は土地利用方針参照）
自然区域	自然保全ゾーン
田園区域	田園共生ゾーン
	田園活かにぎわい創造ゾーン
市街地区域	計画的な住宅地ゾーン
	既成市街地の住宅地ゾーン
	鉄道駅周辺ゾーン
	幹線道路沿道ゾーン
	工業・流通業務ゾーン

5. 都市づくりの目標と重点方針、分野別の方針の関係

都市計画マスタープランは、空間面から目指すべき将来像の実現を目指し、都市の魅力を育み・伸ばす「重点方針」と、都市のベース（土台）を整える「分野別方針」の両輪で取り組みます。

都市づくりの目標と重点方針、分野別の方針の関係

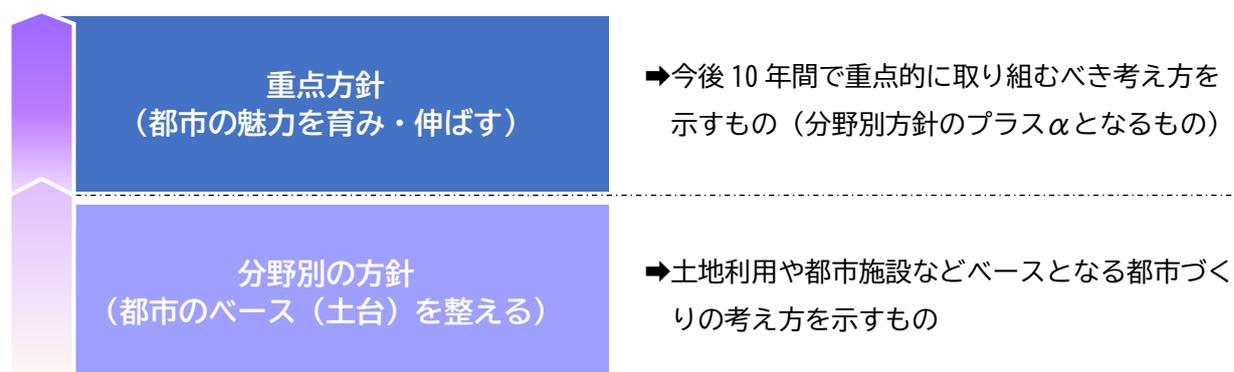


第2節 重点方針

目指すべき将来像を実現するにあたって、まちづくりの基本的な考え方である『“活”かすまち かたの』に基づき、今後10年間で重点的に取り組むべき考え方を示す方針（＝重点方針）と、土地利用や都市施設など本市のベースとなる都市づくりの考え方を示す方針（＝分野別の方針）の2つから構成します。

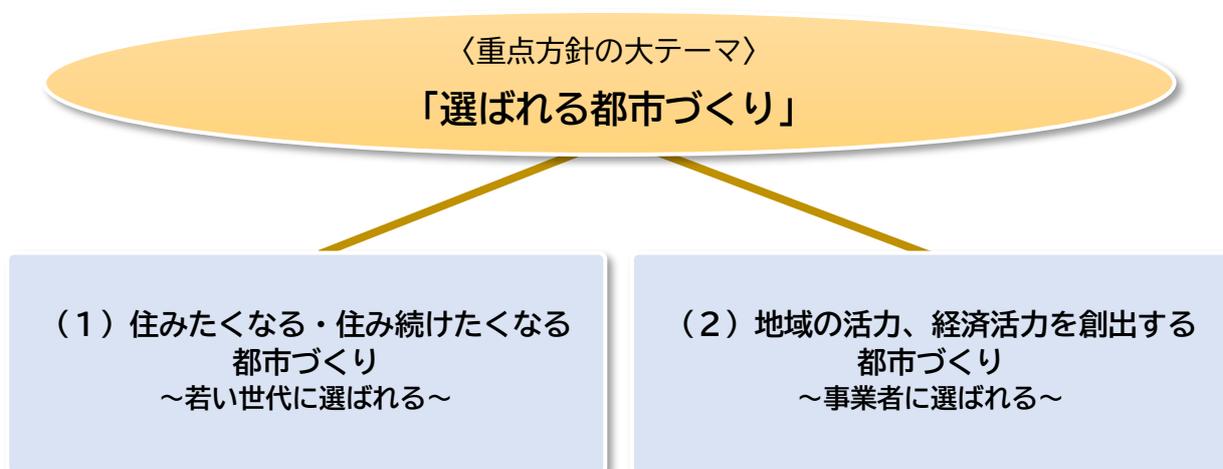
この2つの方針に基づく施策・事業の展開を通じて、市民の豊かな暮らしや活力ある経済活動の実現を図っていきます。

重点方針と分野別の方針のイメージ



また今後、本市が居住地として、働く場として、経済活動を行う場として「選ばれる都市」であり続けることが何よりも重要と考え、重点方針の大テーマを「選ばれる都市づくり」、重点方針を「(1) 住みたくなる・住み続けたくなる都市づくり～若い世代に選ばれる～」 「(2) 地域の活力、経済活力を創出する都市づくり～事業者に選ばれる～」と設定し、その実現にむけて取り組むこととします。

重点方針の考え方



(1) 住みたくなる・住み続けたくなる都市づくり ～若い世代に選ばれる～

今後、本市においても、人口減少・少子高齢化のさらなる進展が予測される中で、若い世代や子育て世代に本市の魅力を感じていただき、住んでいただく・住み続けていただくことが必要です。そして、それは今、市内に住んでいる方々にとっても同様です。

買い物や移動に係る生活利便性が確保されつつ、豊かな自然を感じながら暮らせるという本市の特徴を活かし、様々な社会状況の変化や、多様なライフスタイルに対応できる住環境形成を進めることで、若い世代・子育て世代の移住・定住促進を図ります。また、医療施設や子育て関連施設の立地誘導、公園や広場の充実、ユニバーサルデザイン*のまちづくり等を進めることで、様々な市民の方々が住み続けたくなる都市づくりを図ります。

【取組方針】

○快適で便利な生活圏の形成

- ・ 鉄道駅周辺における生活利便機能の誘導や移動手段の確保
- ・ 心地よく魅力的な歩いて楽しめるまちづくり
- ・ 子育てしやすい環境づくり（子育て支援機能の誘導、教育環境の向上等）
- ・ 地域資源の活用やみどり豊かなまちづくり など

○多様なライフスタイルに対応した環境整備

- ・ 住替え支援
- ・ 新たな生活様式への対応
- ・ 住宅ストック*などを有効活用し多様なニーズへの対応 など

(2) 地域の活力、経済活動を創出する都市づくり ～事業者に選ばれる～

本市が都市として持続していくためには、市民に住み続けていただくことはもちろんですが、事業者による経済活動、それに伴う雇用の場の確保や税収確保につなげていくことも重要です。

第二京阪道路の整備に伴うまちづくりにより、住宅系だけでなく産業系の土地利用も着実に進展しており、引き続き広域的な交通利便性をいかした都市活力を牽引する土地利用誘導や事業者の操業環境の確保等を図ります。

また、第二京阪道路沿道だけでなく、庁舎整備にあわせた周辺のみちづくりや既成市街地での低未利用地（空き家・空き地等）の有効活用によりまちなかのにぎわいや活力の創出を図ります。

【取組方針】

○第二京阪沿道のまちづくりの推進

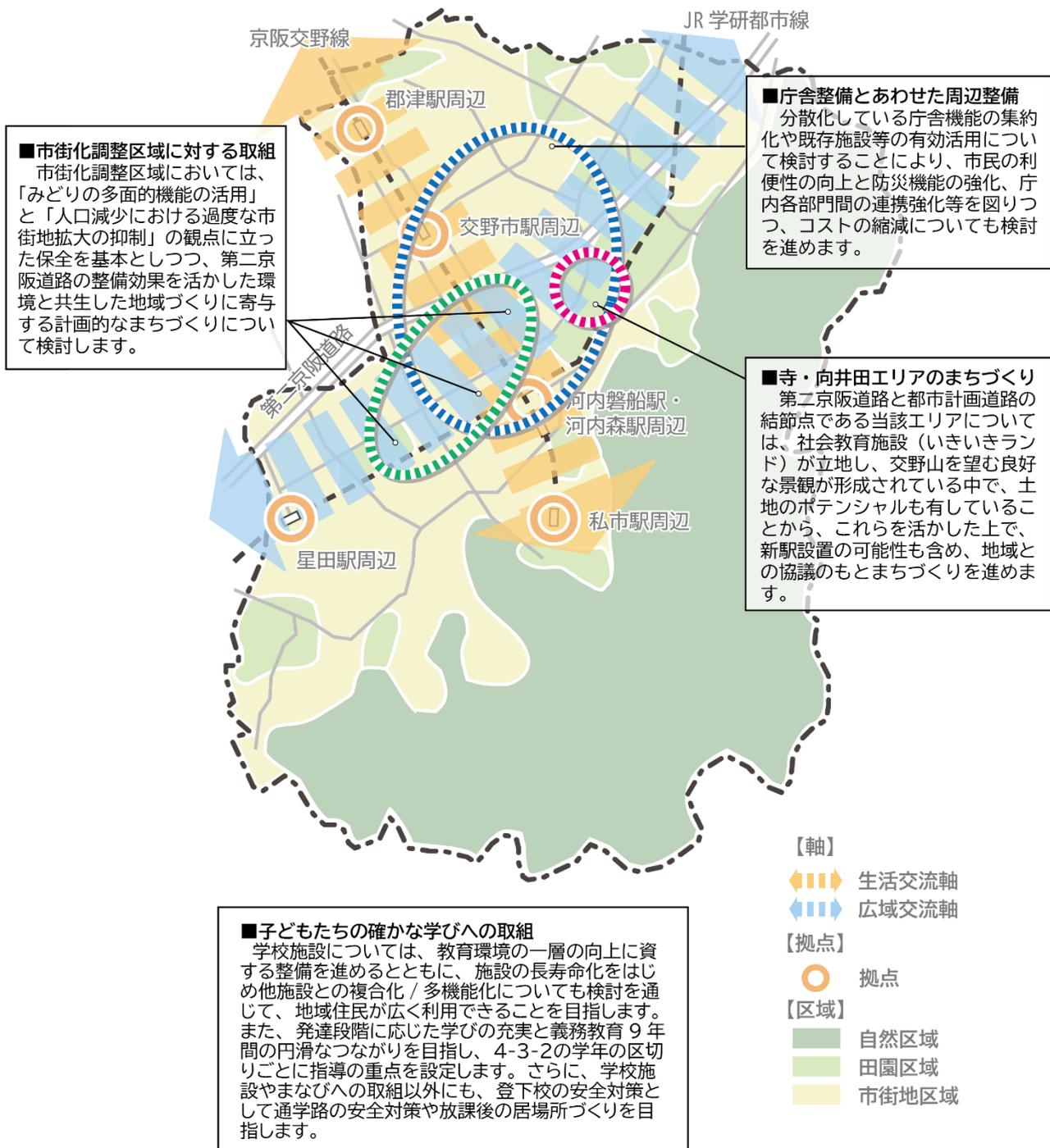
- ・ 重要な雇用の場である大規模な物流/工場の存置
- ・ 土地区画整理事業*の推進（新市街地形成） など

○鉄道駅周辺のにぎわいづくり

- ・ リノベーション*まちづくり など

重点方針に基づく主な検討内容

(重点施策の内、今後 10 年間で交野市が積極的に取り組んでいく内容を記しています。)



第3節 分野別の方針

分野別の方針は、都市のベース（土台）を整えるための方針であり、「土地利用の方針」「都市施設整備の方針（交通、公園・緑地等）」「住環境の方針」「安全・安心づくりの方針」「自然環境・景観形成の方針」の5つから構成されます。

1. 土地利用の方針

【主な考え方】

南と東を山地に囲まれ、北西方向に広がる平地部の中央を天野川が流れる、都市的土地利用と農的土地利用が共存する表情豊かな土地利用が本市の特徴です。

現在の土地利用を基本とし、ゾーンごとのメリハリのある土地利用を誘導するとともに、鉄道駅周辺の拠点においては、その特徴に応じた都市機能[※]の誘導を図っていきます。

また、第二京阪道路沿道など主要幹線道路沿道においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、都市の活力創出に寄与する産業機能の誘導を図ります。

市街地に隣接する市街化調整区域[※]においては、そのエリアの特性を見極めつつ、保全と活用の両面から土地利用のあり方について検討していきます。



自然系

①自然保全ゾーン

- ・市域の約半分を占める山地部の緑は、市民の生活に潤いややすらぎをもたらす貴重な要素であることから自然保全ゾーンに位置づけ、自然環境の保全をベースにしつつ適切な里山環境などとあわせて維持・保全・活用を図ります。

②田園共生ゾーン

- ・市街化調整区域[※]に位置する田畑や集落等については田園共生ゾーンに位置づけ、無秩序な土地利用の抑制と営農環境の保全を図ります。また、「開発等により市街化の無秩序な拡大を防止」「周辺の優良な農地等とも調和した良好な居住環境の形成や保全」などが課題となる地域においては、地区計画[※]の活用の検討や、その地域を支える為の住環境の維持に努めます。
- ・住宅と農地が共存した良好な居住環境と営農環境を形成している地域においては、田園住居地域の指定について検討を行います。

注) 市街化調整区域[※]について、土地利用を図る際は、「交野市市街化調整区域[※]における地区計画[※]のガイドライン」に基づき、地区計画[※]の活用を検討します。

③田園活力にぎわい創造ゾーン

- ・主に市街化調整区域[※]に位置する田畑等の中で、東部大阪都市計画区域マスタープランにおける位置づけ（第二京阪道路沿道のまちづくり）があり、周辺の基盤整備や土地利用の変化を受けて有効活用が検討できる場所については田園活力にぎわい創造ゾーンに位置づけ、土地所有者等の意向も汲みながら市街化区域編入等新たな土地活用の可能性について検討を行います。
- ・地元のまちづくり機運の高まりがある地域や景観形成上重要な地域等については、営農環境や周

辺の住環境と調和したまちづくりの実現に向けた検討を行います。

住宅系

④計画的な住宅地ゾーン

- ・地区計画※の策定など計画的に整備された住宅地においては、緑豊かで、ゆとりや潤いを感じることができる良好な住環境の維持・向上を図りつつ、必要に応じて時代の変化やニーズに対応した地区計画※の見直し等の検討を行います。
- ・星田北エリアなど土地区画整理事業※により開発された住宅地においては、快適さと利便性を兼ね備えた住環境の形成を図ります。

⑤既成市街地の住宅地ゾーン

- ・既成市街地における住宅地では、一定整備されたインフラ等の都市基盤※を活かした、良好な住環境の維持を図ります。
- ・旧集落を含むエリアでは、住宅地としての便利さや快適さに加え、防災面等にも配慮した住環境の維持・向上を図るとともに昔ながらの趣を残す景観的な資源を活かした地域活性化を進めます。

商業・業務系

⑥鉄道駅周辺ゾーン

- ・交通結節機能を有する鉄道駅周辺については、交通至便な立地を活かしつつ、生活利便機能の維持・確保を軸にしながら、まちなかの活力やにぎわい創出に寄与する都市機能※の誘導を図ります。
- ・背後に府内有数の自然豊かな観光資源を抱える駅周辺については、生活利便機能の維持・確保のみならず、観光・レクリエーションの玄関口にふさわしい機能誘導を図ります。
- ・商業・業務機能※や生活サービス機能の充実を軸に、地域コミュニティ※の醸成に寄与する機能の導入等も検討することで、生活の利便性や快適性の向上を図ります。

⑦幹線道路沿道ゾーン

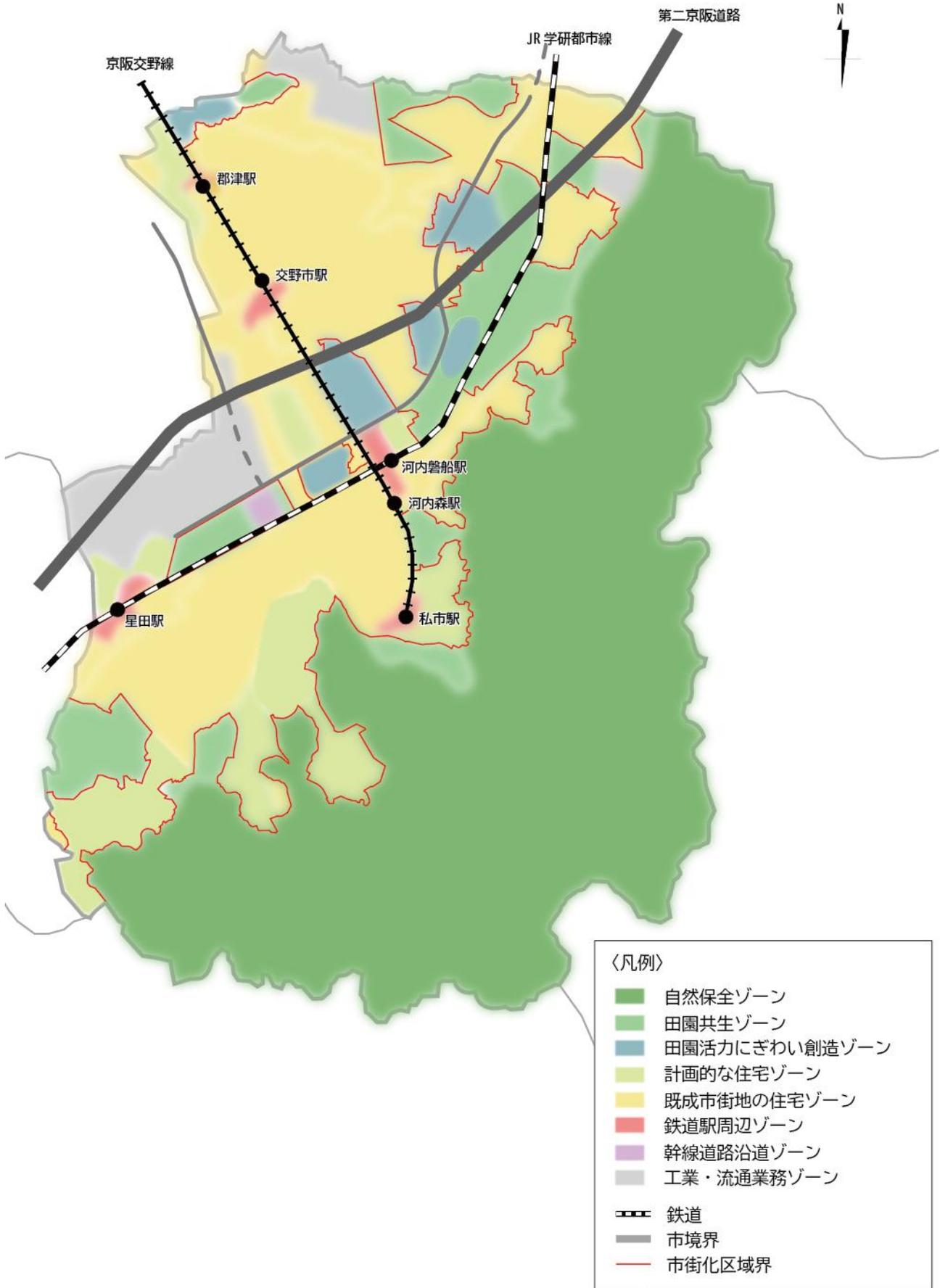
- ・幹線道路沿道の立地特性を活かしつつ、周辺環境との調和に配慮した商業施設や生活利便施設の誘導を図ります。

工業・流通業務系

⑧工業・流通業務ゾーン

- ・第二京阪道路沿道においては、広域的な交通利便性を活かし誘致を進めてきた、本市の重要な雇用の場として機能している物流施設や大規模工場の良い操業環境の維持を図ります。
- ・既に工場等が立地している工業地においては、これ以上の住工混在の防止を図るとともに、近隣の住環境との調和に配慮した操業環境の維持を図ります。

土地利用方針図



2. 都市施設整備の方針

(1) 交通

【主な考え方】

本市は2本の鉄道(JR 学研都市線、京阪交野線)に鉄道駅が6駅を有していることに加え、広域幹線道路である第二京阪道路を抱える広域的な交通基盤が整った環境を有しています。

この道路ネットワークの維持・充実を図りつつ、その機能を最大限に活かしたまちづくりの展開を図っていきます。

一方、住民の移動、歩行の安全性や快適性の確保に向けた生活道路の整備については、引き続き取り組んでいくとともに、ストックマネジメント※の観点から適切な維持・管理、長寿命化の取組を進めていきます。

また、交通弱者への対応や、地球環境問題の観点から、公共交通の維持を図るとともに、利用促進に向けた働きかけも行っています。



道路

①道路ネットワークの整備

- ・第二京阪道路は大阪-京都を結ぶ重要な交通ネットワークの役割を担っており、広域幹線道路として位置づけます。
- ・第二京阪道路の整備効果に伴うまちづくりに対応するため、周辺の住環境の保全を図りつつ、防災拠点機能等を有する大型車の休憩施設の整備に向けた検討を行います。
- ・都市計画道路※天の川磐船線は、枚方市との南北ネットワーク形成に加え、第二京阪道路の整備に伴う渋滞解消にも大きく寄与することが期待されることから、事業実施に向けた検討を働きかけます。
- ・市内間の円滑な移動を支える道路については、星田北エリアのまちづくりなど新たな土地活用の動向を考慮しながら整備に向けた検討を行うとともに、国道168号の渋滞対策に加え緊急車両の踏切回避などの観点からJRアンダーパス※の整備支援などに取り組みます。
- ・都市計画道路※の未整備路線については、将来交通量や周辺のまちづくりの状況等を鑑みつつ、改めて必要性・実現性の観点から見直しを含めた検討を行います。

②道路交通の整備

- ・道路は車のためだけでなく、歩行者や自転車等が安全・快適に通行できる空間としても重要な空間であることから、段差の解消や歩道幅員の確保など誰もが円滑に移動できるユニバーサルデザイン※への対応を行います。
- ・歩行者、特に児童・生徒の安全性の確保については、「交野市子どもの移動経路に関する交通安全プログラム」や「交通バリアフリー※法に基づく地区整備計画基本構想」などにに基づき、交通安全施設の整備等を進めます。

公共交通

③バス交通の維持

- ・超高齢社会の到来や脱炭素社会の実現の観点からも、重要な移動手段であるバス交通の維持に向

け各事業者と調整を行い、外出支援策や商工業施策などと連携を図りながら利用促進に努めます。

- ・バス交通の環境負荷低減への貢献等も PR しつつ、モビリティマネジメント※による利用促進策についてバス事業者と連携を図りながら検討を行います。

④公共交通機関の連携

- ・交通手段の利用円滑化を図るため、シームレス化の推進による利便性の向上をはじめ、鉄道駅や駅前広場等のバリアフリー※化を図ります。
- ・誰もがわかりやすく利用できるような各種サインや標識（多言語表示等も含む）の整備を進めます。

⑤社会情勢に合わせた検討

- ・高齢化の進展や ICT※の活用による技術革新など変化する社会情勢に加え、多様化するまちづくりに対応するため、広域的な連携をはじめ専門の協議会などを活用し、調査検討を行います。

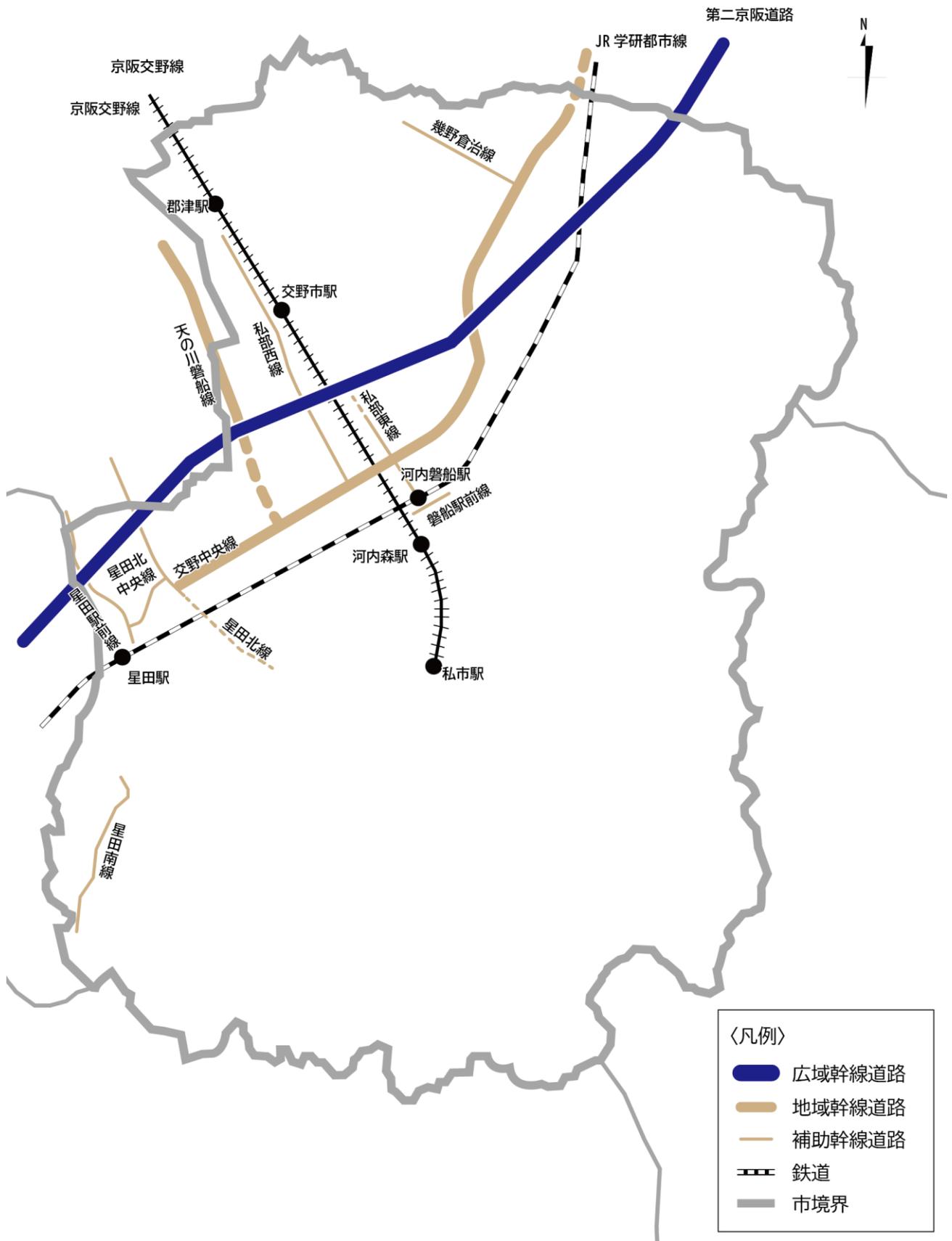
参考：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（道路・公共交通編）

【主な意見】

- ・道路幅が広く、昼夜問わず安心して歩ける
- ・道路に電柱がなく景観に配慮されている
- ・自転車専用の道路がある
- ・公共交通機関がストレスなく利用できる
- ・駅に着くと「交野」らしさがわかる
- ・市内の観光地までのアクセスが良い
- ・まち全体が歩いて楽しめる



交通施設整備状況図



(2) 公園・緑地

【主な考え方】

公園や緑地、まちなかの緑は、市民の暮らしに潤いとやすらぎを与えてくれるだけでなく、防災面からも重要な役割を担っています。

その必要性や多様な効果を踏まえつつ、地域の状況や財政上の制約などを総合的に考慮しながら、着実に整備、誘導を図っていきます。



①公園・緑地の管理運営や整備

- ・既存の公園・緑地の適切な維持管理を行うとともに、未整備の都市計画公園については周辺の住宅地整備等にあわせた整備を検討します。
- ・ちびっこ広場等の地域に密着した公園は、市民と行政等が協働し適正な維持管理を行った上で、公園機能のほか、災害時の一時避難的な活用や高齢者等の居場所としての空間の確保に努めます。
- ・長期にわたり未整備、未着手の都市計画公園については、公園整備や公園機能の早期実現にむけて改めて必要性などの観点から見直しを含めた検討を行います。
- ・公園緑地の配置については、第二京阪道路の広域的な緑地帯や天野川に代表される河川を軸として有機的なみどりのネットワークの形成を目指します。
- ・公園遊具やフェンスなどの施設については、公園利用者の安全性を確保するため、定期的に安全点検を行うとともに、老朽化、又は破損したものは更新又は撤去し、公園の長寿命化を目指します。

②まちなかの緑の創出

- ・民間敷地については、大阪府緑化樹配布事業支援をはじめ、建築物の屋上緑化・壁面緑化の重要性についてPRを図りながら、まちなかの緑の創出を図ります。
- ・都市に残された民有地の緑については、保全することを目的に、地域に憩いの場などとして利用に供する緑地としての可能性を検討します。

③緑の基本計画の策定

- ・「みどり」の適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために「緑の基本計画」（平成23（2011）年～）の策定に取り組みます。

参考：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（公園・緑地編）

【主な意見】

- ・学校の跡地を公園として利用できる
- ・安全で大きな公園に子どもたちが集まり、にぎわいを感じることができる
- ・公園以外の子どもの遊び場がある
- ・自然と遊具を兼ね備えた公園がある
- ・幼児が遊べる小規模な公園がある



(3) 下水道・河川

【主な考え方】

計画的な下水処理や河川の整備・保全を図り、良好な住環境の保全に努めるとともに、集中豪雨などの自然災害に対し、市街地等の浸水対策を推進するなど災害に強いまちづくりを推進します。



①下水道の計画的な整備と維持・管理

(汚水)

- ・ 下水道の機能を持続させるため、計画的に維持・管理を行います。
- ・ 未普及地域においても、計画的に整備を行う方向で検討します。

(雨水)

- ・ 豪雨時の浸水対策に努めます。
- ・ 流域の出水抑制の誘導を行います。

②河川の整備

- ・ 河川整備については、点検を行い老朽化が著しく修復の必要性の高い護岸などから修復工事を行います。
- ・ 集中豪雨を想定し、引き続き効率的な河川整備に努めます。
- ・ 公園整備と連携を図りながら河川を軸としたため池、緑道など親しみやすい河川空間の創出に努めます。

参考：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（下水道・河川編）

【主な意見】

- ・ 天野川が交野市の魅力になっている
- ・ 河川の清掃などが自発的に行われることで、河川の管理が向上する
- ・ 子どもが安心して遊べる川辺がある



(4) その他（処理施設など）

【主な考え方】

昭和 45 年から昭和 57 年にかけて、人口増加に伴って、その需要に応えるために、整備を行った公共施設について、更新時期を迎えています。

更新にあたっては、様々な社会環境の変化に伴う市民ニーズの多様化に適切に対応したサービスの提供はもとより、施設利用者の安全・安心を確保し良質かつ持続可能な公共施設サービスの実現に努めます。



①都市計画施設（処理施設）

- ・ 四交クリーンセンターの適切な処理機能の確保に向け、四條畷市交野市清掃施設組合と連携し維持管理計画の作成に取り組みます。
- ・ 廃プラスチックの処理施設として、枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市で北河内4市リサイクルプラザを設置しており、関係市と連携しこの施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ し尿・浄化槽汚泥の適切な処理体制の構築を図るとともに、老朽化したし尿処理施設（交野市天野川第二清掃工場）の更新について施設の位置づけも含めた検討を行います。

②その他市保有施設

- ・ 現在の市庁舎は建築から約半世紀が経過し老朽化が進んでいることから、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供できるように庁舎整備の取組を進めます。
- ・ 教育環境の向上を図り、さらなる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、学校の規模適正化・適正配置の推進に努めます。
- ・ 交野市公共施設等総合管理計画（平成 29（2017）年～令和 38（2056）年）で定めた基本方針や総量目標、施設類型別の方針に基づき、交野市公共施設等再配置計画（平成 30（2018）年～令和 39（2057）年）にある各施設の具体的な方策により、公共施設の集約化・複合化などの再編に取り組みます。

3. 市街地整備の方針

【主な考え方】

本市における市街地整備は、第二京阪道路の整備効果を活かしながら着実に進めてきました。今後、次なるステップとして、その整備されたまちの魅力を高め、多くの人を惹きつけるための地域主体のまちづくりを促していく必要があります。

一方、市街化調整区域※などで新たなまちづくりに向けた動きが出てきた際には、その状況を慎重に見極めながら、新たな市街地整備に向けた検討を行うこととします。



①新たな市街地整備に向けた検討

- ・新たな土地活用の可能性が高まった場合には、その背景となる社会経済状況や地元ニーズを適切に判断しながら、周辺環境との調和に配慮した市街地整備に向けた検討を行います。
- ・市街地整備を行う場合には、土地区画整理事業※や地区計画※制度等を活用しながら、道路や公園・緑地などの基盤施設の整備や良好なまちなみ景観の創出に寄与することとします。
- ・大規模災害（地震、竜巻、台風等）による電柱の倒壊などへの対策として無電柱化への対応による安全な街路空間の確保について検討を行います。

②公民連携によるまちづくりへの支援

- ・住みたくなる・住み続けたい都市づくりを進める上で、行政だけでなくそこで活動する市民、事業者の協力・連携が必要不可欠であることから、公民連携によるまちづくりの必要性を周知、啓発しながら、具体の展開につながるような支援を行います。

参考：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（市街地整備編）

【主な意見】

- ・新しいものを取り入れる風土のあるまち
- ・つながりをいつも感じるまち
- ・市民と市役所のコミュニケーションのとれたまち
- ・市民が自分の強みをまちづくりに生かすことができるまち
- ・継続する仕組み。行政が仕組みをつくりボランティアとの協働で
- ・通過点ではなく、目的地になるようなまち
- ・生活が交野市内で完結できるまち



ワンポイント	官民連携と公民連携の違い
<p>「官民連携」は、これまでの行政主体による公共サービスをだれが最も友好的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政と多様な構成主体との連携により提供していく考え方であり、民間委託、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、行政課題に対する地域との協働の取組みなどを含めた手法を表します。</p> <p>一方「公民連携」は、自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みであり、社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するために自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用させていただいた上で、公共サービスを継続的に実施していくための手法を表します。</p> <p>上記説明を見てもわかるように、同義で活用されていることが多いですが、「主体」に着目する場合には「官民連携」が使用され、「目的」に着目する場合には「公民連携」が使用されることが多く、特に新しい公共を目指す昨今では「公民連携」を使用する自治体が多いのが現状です。</p>	

4. 住環境の方針

【主な考え方】

本市は、豊かな自然環境とほどよい利便性を備え、大阪都心部への交通利便性に優れた住宅都市として多くの方々に選ばれてきました。

本市のような自然豊かで、都市近郊に位置するまちの魅力はより一層高まることが期待されることから、今後も、その特徴を伸長させつつ、誰もが安全・安心・快適に暮らすことができる住環境の形成を図ります。



①良好な住環境の形成

- ・地区計画※制度や景観まちづくり計画などの活用により住宅地内の緑化など良好な住環境について、地域の実情に合ったきめ細かな住環境の整備に努めます。
- ・開発指導要綱の運用により引き続き良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・住宅の確保に特に配慮を要する方への対応をはじめ、地域の拠点形成など地域の実情に応じた住宅事情に対し、住宅ストック※を活用するとともに、関連施策と連携を図りながら計画的な推進に努めます。

②空き家の管理や有効活用

- ・住環境を損なう空き家について、所有者への適切な維持・管理を働きかけるとともに空家等対策計画に基づく適切な対応を図っていきます。
- ・郊外住宅地における空き家については、移住や住み替えのための貴重な既存ストックとして捉えて活用を検討します。

③人・環境と調和した住宅の整備

- ・交野市環境基本計画に基づいた住宅の省エネルギー化への情報提供をはじめ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する『認定長期優良住宅』に対する固定資産税の減税措置も踏まえ、人・環境と調和した住宅整備を進めます。

④誰にでもやさしい暮らしの環境づくり

- ・バリアフリー※な環境が整った住まいづくりなど、安心して快適に生活できる住環境の整備を誘導します。
- ・地域の活動の場として、学校関連施設等を有効活用することにより多世代間が交流できる環境整備を支援します。

参考：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（住環境編）

【主な意見】

- ・程よい村イメージが残っている
- ・まちの中で緑や水を感じることができる
- ・空き家が有効活用されている
- ・住居の区画にゆとりがある



5. 安全・安心づくりの方針

【主な考え方】

平成 23 年 3 月の東日本大震災や、台風や長雨による洪水や土砂災害等の水災害の激甚化・頻発化が問題になっています。加えて近い将来、発生が危惧される南海トラフ地震などへの備えも必要です。

市街地の防災性の向上や治山治水対策など着実に都市基盤※施設整備や防災対策の取組を進めていきます。

また、災害から市民の生命と財産を守るため、これまでの想定を超える地震・洪水、様々な自然災害を全て防ぐことは困難であることから、減災の考えに基づき、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、都市の防災機能の強化を図ります。



①市街地の防災性の向上

- ・旧耐震基準の木造建築物の耐震化を促進します。
- ・倒壊の危険性があるブロック塀が散見されるエリアでは、ブロック塀等撤去・改修促進事業補助金制度を活用し安全性の確保を図ります。
- ・延焼拡大防止のため、公園・緑地や道路整備などで空間の確保に努めます。
- ・緊急輸送道路に指定されている道路については、適切な維持管理に努めます。
- ・市街化区域※内における建ぺい率 60%以上の区域については準防火地域の指定に向けた検討を行います。
- ・市街地内に点在する農地は、その多面的機能を活かし、災害発生時における避難空間や仮設住宅建設用地、災害復旧用資材置き場などの役割を担う防災協力農地としての活用を推進します。
- ・自然災害の発生により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から、円滑かつ迅速に処理することが必要であり、災害廃棄物の仮置き場としての土地の確保を検討します。

②地域主体の防災力の向上

- ・市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、地域住民が互いに助け合う共助の精神を培いながら地域全体の防災力向上につなげます。
- ・地域が主体となった防災訓練や防災マップの作成支援を行うとともに、防災意識の向上を図ります。
- ・地域の拠点となる自治会館等については耐震化の促進を図ります。

③治山・治水対策

- ・土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域の住民やその他滞在する者に対し、避難指示をするほか応急対策や復旧について、大阪府と連携を行います。
- ・浸水被害の軽減の観点から、準用河川や水路等の維持・管理に努めるとともに、老朽化した護岸施設等の計画的な補修・整備をします。
- ・浸水被害の軽減を図る効果等が期待できることから、農地やため池の適切な維持・管理を図るとともに、関係課との連携のもと担い手育成等についても検討します。

④その他

- ・避難所の整備や防災資機材等の備蓄の充実など、地域の主体的な防災活動や安全確保を支える基盤整備を進めます。
- ・おおさか防災ネットの活用や防災行政無線など複数のツールを通じて、適切な災害情報の発信・提供を行います。
- ・医療法第1条の5に規定される病院については、今後起こりうる地震への備えとして、耐震化を促します。

参考：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（安全・安心編）

【主な意見】

- ・誰もがつながりを感じ、安心して暮らせる
- ・地域の見守り体制が整い、有事の際には助け合える
- ・地域の困ったに対しコーディネートしてくれる仕組みがある
- ・防災に対し、行政が強く発信できる



6. 自然環境・景観形成の方針

【主な考え方】

市街地の背景となる交野山などがある生駒山系、天野川、上流部の磐船渓谷など自然が形づくる景観をはじめ、山麓部から平地にかけて広がる農地や集落が織りなす田園景観など、本市を特徴づける景観が広がっています。

これら自然環境の適切な維持・保全を図りつつ、里山の適切な管理や美化活動などを啓発していく必要があります。また、ハイキング利用者のマナー意識の啓発も行いつつ、健康増進機能としての活用についても検討していきます。

一方、景観形成には地形・地勢のほか、その背後にある歴史・文化も大きく影響を及ぼすことから、自然環境に加えて、歴史・文化資源を守り、活かした景観まちづくりを行っていきます。



①山林などの自然環境の維持・保全、活用

- ・多様な機能を持つ山地部を将来にわたって保全すべき区域として位置づけ、国定公園・近郊緑地保全区域※を中心に必要な保全施策を講じます。
- ・大阪府民の森、交野市立いきものふれあいセンター、交野山森林公園、交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター、大阪公立大学附属植物園等を自然歩道などによってネットワーク化を行い、市民のレクリエーションや環境教育、やすらぎの場として活用が可能となるよう整備を検討します。
- ・山林保全に係る活動団体との連携を図りながら、人材の育成をはじめ、森林環境の維持・保全に努めます。
- ・森林環境の整備等の取組を推進するため、森林環境譲与税※の活用を検討します。

②里山・農空間の保全

- ・活動団体との連携を図りながら、人材育成のほか、里山保全活動に対する支援を行い、森林環境の維持・保全に努めます。
- ・農地の減少や休耕地を増やさないためにも、新たな担い手による農地の維持の方策を検討し、農地の利用を促進します。
- ・市民農園、体験農園、観光農園や六次産業化等の推進による農空間の活用について支援を行います。
- ・市街化調整区域※内の農地については、神宮寺のぶどうなどの交野の特産品を供給する生産拠点として、農地の保全と農業基盤の整備などによる農業振興を図ります。
- ・市街化区域※内の農地については生産緑地の指定などを含め適切な維持管理に努めます。

③水辺環境の維持・保全、活用

- ・河川やため池などの水辺環境の維持・保全を図るとともに、天野川を中心とした河川敷などを活用した緑道と、公園・緑地や公共施設、住宅の庭などの有機的なネットワークを構築します。

④景観形成及び景観まちづくりの推進

- ・交野市景観まちづくり計画に基づき、本市の特徴を活かした良好な景観形成を図ります。

- ・市民の景観に対する意識啓発を図りつつ、市民自らが花植え等の環境美化活動などの景観まちづくりに携わっていただけるよう支援します。

⑤交流まちづくりの推進

- ・生物多様性[※]に関する自然観察会など、本市が有する自然、歴史・文化資源を活かした体験型の交流まちづくりの取組を推進します。
- ・交野市文化財保存活用地域計画（令和5（2023）年～令和15（2033）年）を活用した周遊コースの案内看板等の整備を行い、国登録文化財の教育文化会館や市史跡の私部城址などの地域の歴史・文化遺産を活かした交流まちづくりの推進を図ります。

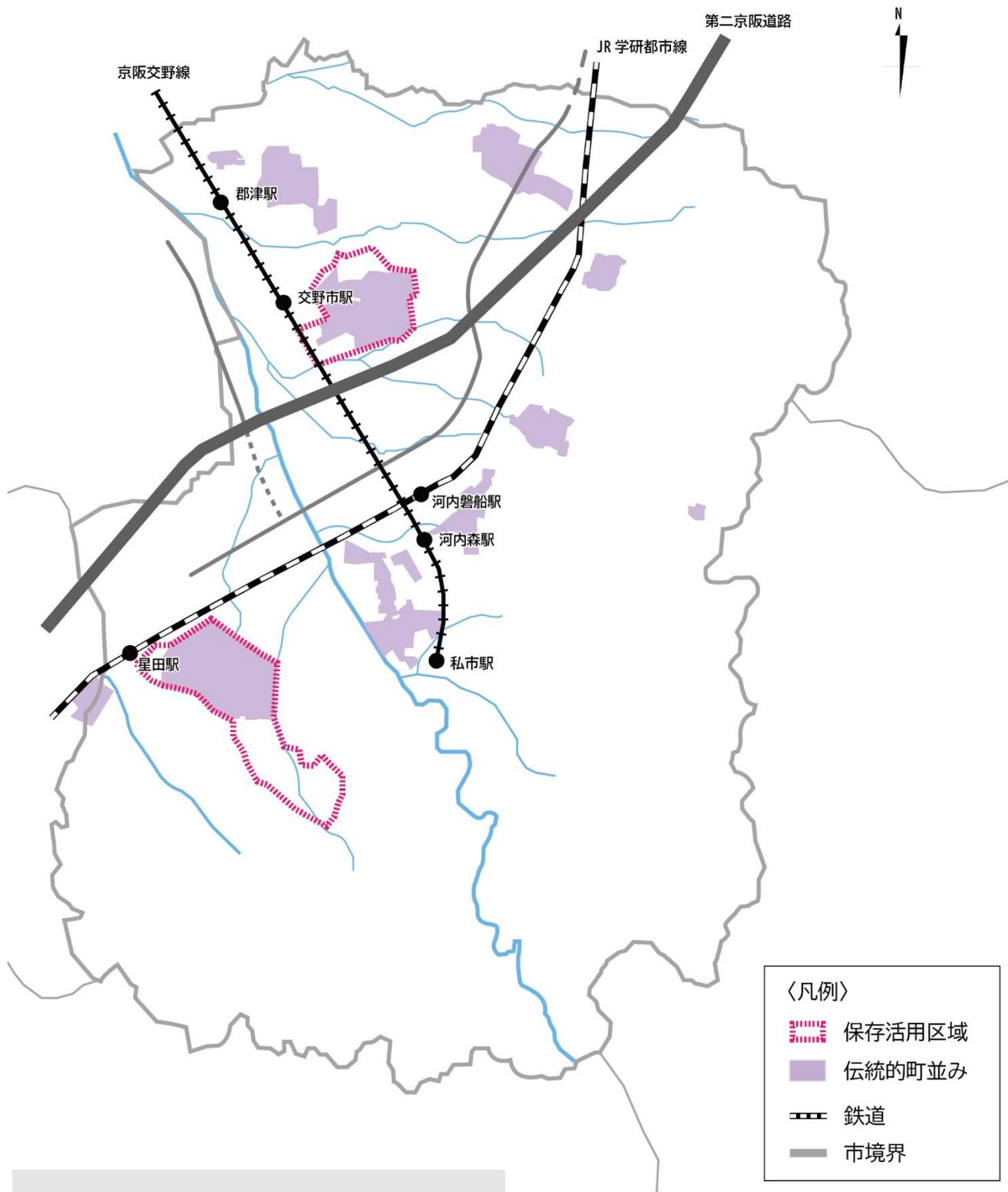
参考：方針策定の際に参考にした市民ワークショップの意見（自然環境編）

【主な意見】

- ・景観を守り、住みたいまちと思える
- ・まち全体の景観に統一感があり、美しい
- ・まちなかに四季を感じることができ、自然とまちが調和していると感じる
- ・子どもたちが稲の成長を間近に感じられる
- ・自然の保全と活用するための管理とのバランスが良い
- ・自然の豊かさを市内外に示すことができる
- ・市民が交野の歴史を誇れる
- ・観光農園がある
- ・「里づくり講座」などが活発に開かれ、市民の意識が高まっている



文化財保存活用区域と伝統的町並みの位置図



- 伝統的町並み：星田・私市・森・寺・傍示・倉治・郡津・私部の旧八村内のうち、江戸時代以来の佇まいを残す町並みのこと。
- 文化財保存活用区域：伝統的町並みに加え、その他の文化財が多く集まっていることから、それらを保存・活用するために設定する区域のこと。

出典：交野市文化財保存活用地域計画

注) 本計画では“まちなみ”とひらがな表記、「文化財保存活用地域計画」では“町並み”と漢字表記をしています。この図は後者の計画から引用しており、図中の表記は漢字にしています。

第3章 都市計画マスタープランの実現にむけて

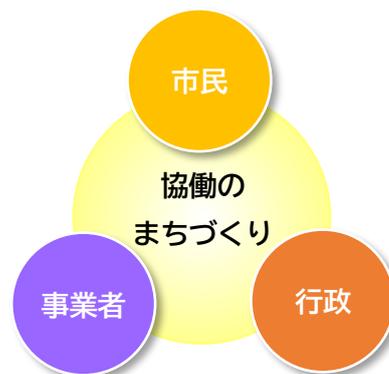
本計画に基づくまちづくりを実現していくためには、都市整備の推進に加え、市民・事業者・行政が連携・協力し、協働によるまちづくりを推進していくことが重要です。

第1節 協働による誰もが活躍できるまちづくりの推進

〈都市計画マスタープランの共有〉

都市計画マスタープランは、都市が目指す将来像、土地利用の方針や都市基盤*の整備方針など、今後10年間で本市が目指すまちづくりの方向性を示すものです。

協働による誰もが活躍できるまちづくりを推進するためには、市民・事業者・行政それぞれで都市計画マスタープランに示されるまちづくりの方向性の共有を図ることが重要です。



〈市民・事業者・行政による役割分担〉

まちづくりの方向性の共有を図った上で、市民・事業者・行政それぞれが“まちづくりの主体”であることを意識し、自らの役割を担いながら、まちづくりに参画することが重要です。

そのような活動が、結果として、誰もが活躍できるまちづくりの推進に繋がっていきます。

まちづくりを推進する上での各主体の役割

■市民の役割■

- まちの一員としての意識の醸成
- まちづくりへの理解や知識を深めるための努力
- 地域や行政によるまちづくり活動への参加

■事業者の役割■

- 目指すべき将来像に向けた都市整備への貢献
- 自らの事業活動を通じた地域の活性化や魅力向上に係るまちづくりへの貢献
- 地域や行政によるまちづくり活動への協力

■行政の役割■

- 目指すまちの方向性の検討と提示
- 都市計画等に係る施策・事業の推進及び調査・研究の実施、情報提供等への取組
- まちづくりに対する意識啓発と活動の支援やコーディネート

ワンポイント	協働と連携の違い
	協働：共通の目的を達成するために、複数の人たちが協力して働くこと。相互作用と言えます。 連携：同じ目的をもつ人同士が繋がって、物事を行うこと。連絡提携と言えます。

第2節 地区まちづくりの推進と支援

1. 地区まちづくりの必要性

本市ではこれまで人口増加を前提とし、都市基盤[※]の整備・充足を重視してきました。特に、自然を感じる良好な住環境を守り続けるため、交野市民の生活環境を守る条例（昭和48年条例第3号）の理念のもと、開発指導要綱に基づいた指導を行った上で、住宅地の開発を進め、それに伴う道路や公園、下水等の都市基盤[※]の整備も一定進展したと言えます。

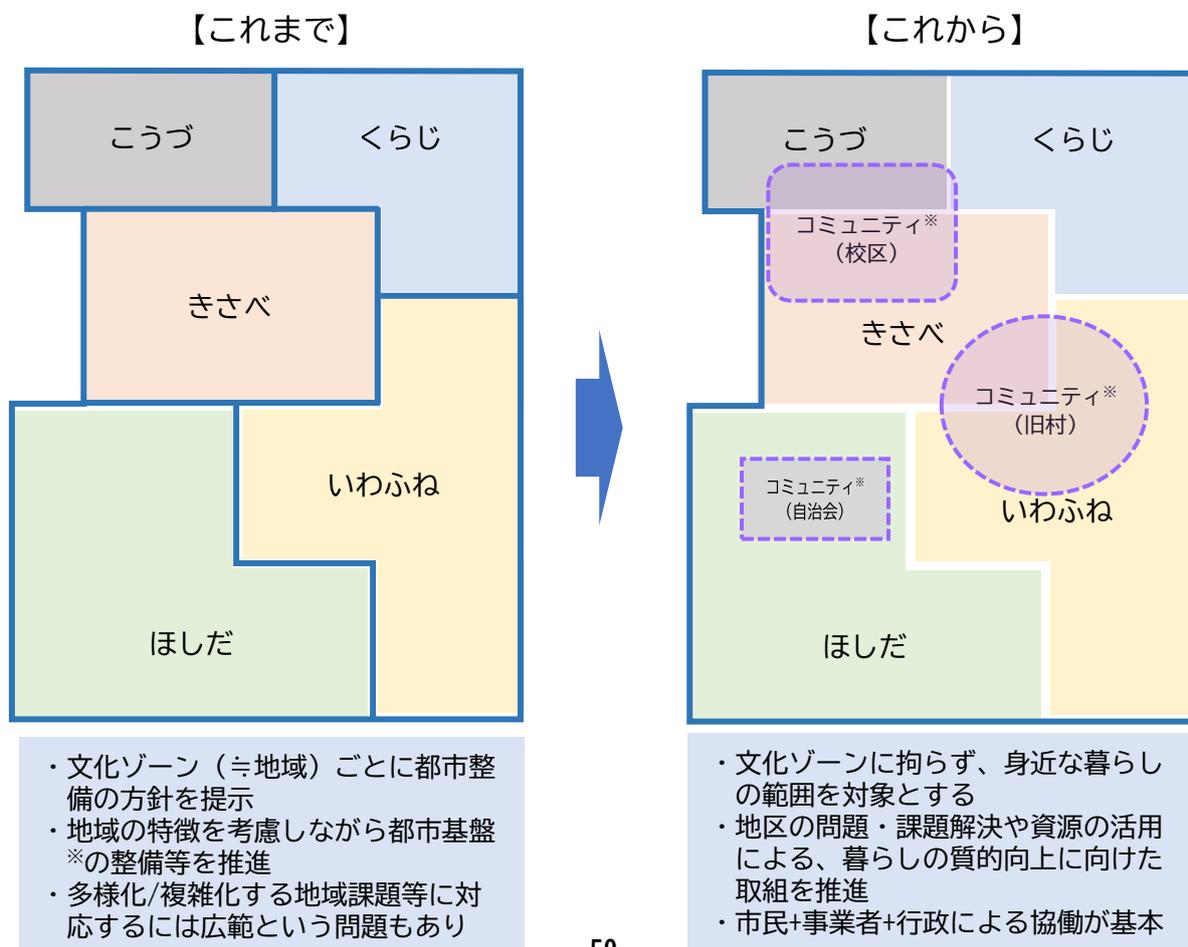
一方、人口減少社会の到来によってまちを取り巻く環境は一変しており、“都市の成長・拡大を前提としたまちづくり”から“多様なライフスタイルや価値観を享受できるまちづくり”を重視する傾向が強まっており、この考え方はコロナ禍を経てさらに広がっています。

そして『共創』の時代を迎えた今、これからの「交野市」は、従来の「まちをつくる」という発想から、市民・事業者・行政が共に手を携えながら「まちを育てる」という発想に転換する時期を迎えたと言えます。

そのため、今後は身近な暮らしの範囲（例えば自治会など）における問題・課題の解決、資源の活用を通じて、暮らしの質的向上を目指す取組（＝地区まちづくり）を進めていきます。

地区まちづくりのイメージ

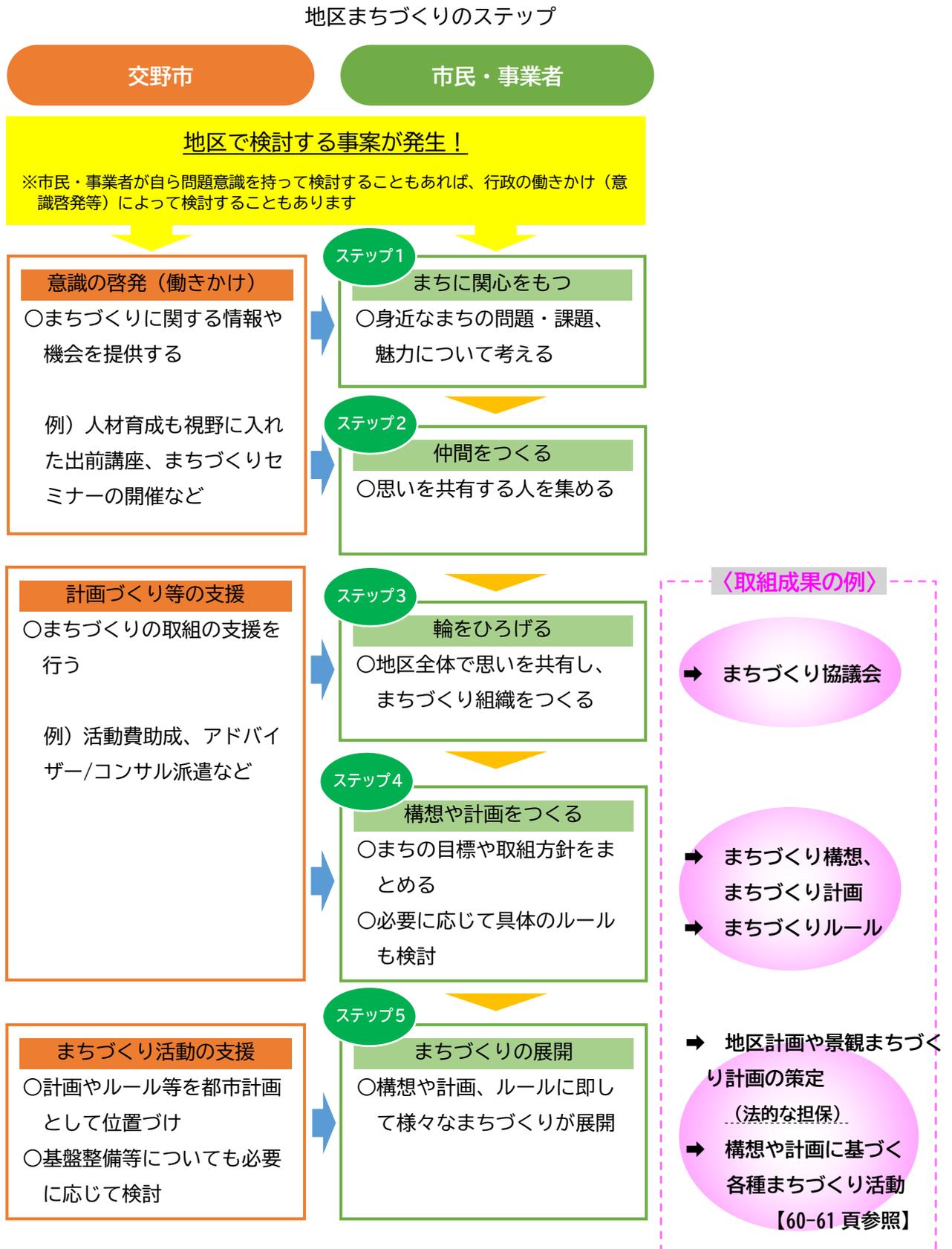
- ・身近な暮らしの範囲（地区住民やそこで活動する人たちが空間的なまとまりを感じられる範囲）を対象とした地区レベルでのまちづくりの取組。
- ・市民や事業者が主体的にまちを良くするための取組を展開、行政は市民や事業者の取組をサポート。（支援体制や制度の充実など）



2. 地区まちづくりの進め方

地区まちづくりの進め方は、大別して以下に示す5つのステップを想定しています。

行政の意識啓発や各種支援を通して、市民・事業者が主体となって、地区の特徴に応じたまちづくりの取組を推進していきます。



(例示) 地区で話題になった問題

新たな住宅開発では、交野市の自然豊かな特性を活かし、一定の緑化ルールを定め、まちなみに自然を感じる取組を行う地区がみられます。

私たちの暮らす地区においても、今なお交野山からの自然の連なりを感じることができるまちなみが残っていますが、新たに地区内に住まわれる方にも是非、守ってほしいと思います。

私たちにできることを一緒に考えてみましょう。



3. 具体的なまちづくりの展開や効果

地区まちづくりを進めることで、地区の特徴に応じたまちづくりの展開が期待されます。ここでは、その展開や効果のイメージをご紹介します。

- ① 地区計画※や景観協定等による独自ルールによるまちづくり
- ・地区計画※や景観協定など、地区の特性やまちづくりの方向性に即した地区独自のルールをつくり、活用することで、良好な住環境を守り、育てることができます。



良好な住環境

〈取組の例〉

○松塚地区では、景観まちづくり条例に基づく松塚第三自治会地域まちなみ保全計画を定めると共に、行政と景観まちづくり協定を締結することで、地域と行政が協働し良好な住環境の保全に努められています。

② 地区住民による公共施設の維持・管理

- ・地区まちづくり計画やルールの検討・作成プロセスは、地区のコミュニティ※の醸成や愛着を育むことにもつながります。
- ・地区のコミュニティ※の醸成等が進めば、地区住民の主体的な花植えや美化活動はもとより、アドプト制度※の活用による地区主体の道路や公園など身近な公共空間の維持管理に発展することも期待されます。



寺地区の地域美化活動



交野市星友クラブ連合会の美化活動

〈取組の例〉

- 寺地区では、一般財団法人セブン-イレブン記念財団からの環境市民活動助成を活用しながら、ごみのない、緑と花咲く街並みをつくるための活動として、公共性の高い場所で清掃活動や草花の育成を実施されました。
- 交野市星友クラブ連合会では、「ごみゼロの日」「社会奉仕の日」などに、第二京阪国道や府道周辺、また公園など各地域の身近な公共空間のゴミ拾いや草刈りといった清掃を行うなど、良好な住環境づくりに寄与する活動を行っています。

③ 地域の魅力発見／魅力発信などソフトな取組

- ・ 地区の魅力を内外に発信するため、地区住民主体によるまちあるきやワークショップの実施、魅力マップ等の作成を行います。
- ・ これら取組を通して、地区の誇りや愛着が生まれ、若い世代の流入促進、ひいては地区の定住人口の増加につながることも期待されます。



まちあるきの様子



勉強会の様子

〈取組の例〉

- 私部のまちは、終戦後からどのように変遷してきたのか、その延長線上にどのような未来が想定されるのか、関西大学の学生たちとまちあるきや勉強会を通じて、共同研究をし、「私部読本」を作成されました。
- 総合型地域スポーツクラブとは、子どもから高齢者まで（多世代）、スポーツに限らず文化活動などを愛好（多種目）する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）クラブを指します。地域住民により自主的、主体的に運営されるため、単にスポーツ振興に寄与するだけでなく、にぎわい創出や地域課題の解決のツールとしての役割があります。こうしたクラブ設立に向け、検討が進められました。



検討会の様子

参考：市のまちづくりの取組支援

○交野市まちづくり市民提案型事業

- ・近年、市民のライフスタイルや価値観の変化等により、多様な公共サービスの提供が求められることから、行政の視点にない市民活動団体などの発想に基づき、地域課題の解決を図るための事業に対して初期的経費の一部を補助する制度。

【対象団体】

- (ア) 市内に主たる活動拠点がある（NPO法人の場合は登記地が市内にある場合に限る）
- (イ) 原則、1年以上継続して活動している
- (ウ) 構成員が5人以上で、かつ2人以上が市内に在住している
- (エ) 市民団体などの定款又は会則などを設けている

【対象事業】

- ・地域課題を解決するために、新たに取り組む公益性の高いもので、かつ、原則として継続的に実施し、自主的に取り組む事業

【補助内容】

補助率 … 補助対象経費^注の100%
補助限度額 … 20万円

注) 講師謝礼(報償費)や機器類のリース代、会場使用料(使用料及び賃借料)、消耗品や備品購入費など
※飲食経費除く
※備品購入費に関しては補助率25%以内とする。

【過去に採択された事例】

～寺地区における郷土の歴史を語る会～

- ・新たな移住者や若い世代は、とかく自分たちが住む地域の歴史や伝統への関心が薄いといわれている中で、寺地域に多く点在する歴史的資産を活用しながら、その地域の成り立ちを紐解き、地域への関心や郷土愛の醸成につなげるために歴史ウォークラリーや座談会を実施されました。



歴史ウォークラリー



歴史を語る座談会



○交野市外出促進・居場所づくりに係るまちづくり提案型事業

- ・高齢者や障がい者等の居場所づくりと合わせて、その場への行き帰りの移動をサポートする取組といった地域ぐるみで健康づくりや生きがいをづくりに対する事業に対して初期的経費等を補助する制度。

【対象団体】

地区（区長を設置する地区）

【対象事業】

- ・地域ぐるみで健康づくりや生きがいをづくりに取り組む事業

【補助内容】

補助率 … 補助対象経費^注の 100%

注)備品購入費に関しては補助率 50%とする。

補助限度額 … 20 万円

第3節 都市計画マスタープランに基づくまちづくりの推進

都市計画マスタープランは、土地利用の方針のほか、道路・公園・河川等の都市基盤[※]の整備方針を定めるものであり、行政が主体となって、以下の点に留意しながら、その推進を図ります。

1. 施策や事業の効率的・効果的な推進

都市計画マスタープランは、都市計画や各種施策・事業を推進するに際しての重要な指針となります。

そのため、都市計画マスタープランにおける位置づけや整合性を十分に考慮しながら、費用対効果や優先順位から判断される必要性の可否、民間活力の導入可能性など総合的な事業評価と分析を行い、効率的・効果的な施策や事業を推進します。

2. 広域的な連携・調整

本市は比較的コンパクトな市域であり、鉄道や道路による交通ネットワークにより隣接市と連担し、生活行動も含めて密接な関係が築かれています。

そのため、広域的な観点から行われる土地利用の規制・誘導や都市計画事業等については、都市計画区域[※]マスタープランに即しつつ、必要に応じて、国や府、周辺市との連携・調整を図りながら、その取組を推進します。

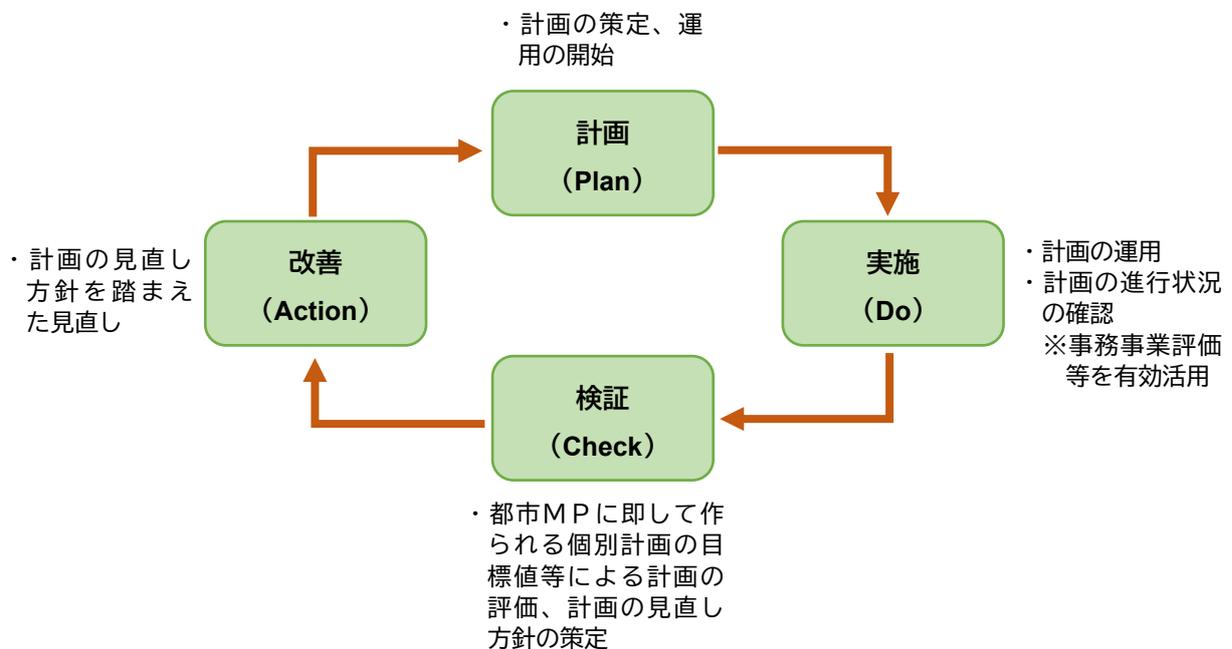
第4節 計画の評価と見直し

都市計画マスタープランは、今後 10 年間の都市づくりの施策・事業等を計画（Plan）したものであり、それに基づき実施（Do）し、その進捗状況等を検証（Check）した上で、次の計画に成果を反映して改善を図る（Action）「PDCA※サイクル」の考え方に基づいて、内部モニタリングや外部モニタリング等を活用し進行管理を行います。

この進行管理の結果とともに、上位関連計画の改定や社会情勢の変化などを踏まえ、概ね 5 年を目途に中間見直しを行います。

とりわけ本市が現在抱える重要事案（例：移転も含めた老朽化した庁舎への対応、市街化調整区域※（寺・向井田）のまちづくり等）については、今後 10 年間に検討内容の深度化が図られる可能性があることから、その状況を慎重に見極めながら、必要に応じて見直し検討を進めます。

PDCA※サイクルのイメージ



検討が進む可能性のある事案（例示）

- 老朽化した庁舎への対応
→都市構造への影響大
- 市街化調整区域※のまちづくり
→都市構造や土地利用方針への影響大

巻末資料

■用語集

	用語 ※下に掲載頁を記載	解説
あ行	ICT (アイシーティ) P8, P45	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理のみならずインターネット等の通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。
	アドプト制度 P62	「アドプト」とは、「養子にする」という意味。住民・事業者が、公共施設(道路、公園、河川など)の美化活動を行うことを行政と契約を結ぶもの。美化活動の主体は、住民、ボランティアが担い、行政が活動を支援する。
	アンダーパス P44	道路や線路などが平面に交わらないように設置する地下道のこと。
	ウォークアブル P6	居心地の良い、人中心の空間をつくり、まちに出かけたい、歩きたくなるまちの様子のこと。
か行	近郊緑地保全区域 P55	近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的に法律により指定された区域。
	高度地区 P23	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域内において市街地の環境を維持したり、土地利用の増進を図るために、建築物の高さ(最高限度又は最低限度)に制限が設けられている地区。
	コミュニティ P59, P62	地域性と共同性という二つの要件を中心に構成されている社会のこと。
さ行	最低居住水準 P16	世帯人数に応じて健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準のこと。
	市街化区域 P23, P41	既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画で定めた区域。
	市街化調整区域 P50, P55, P67, P69 ほか	原則として市街化を抑制すべき区域として都市計画で定めた区域。
	住宅ストック P39, P52	現在までに蓄積された住宅総数のこと。
	商業・業務機能 P34, P42	買い物等をするための機能(施設)、事業所や働くための機能(施設)のこと。

用語 ※下に掲載頁を記載		解説
	森林環境譲与税 P55	「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき市町村による森林整備に必要な財源を確保するために創設されたもの。
	ストックマネジメント P44	機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系。
	生物多様性 P56	地球上の生物が、様々な環境の中で複雑に関わり合ってバランスを保って生息している状態のこと。
た行	地区計画 P3, P24, P28, P41 ほか	ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。
	テレワーク P6	ICT(情報通信技術)を活用し、場所・時間を制限せずに柔軟に働くことで、「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語。
	都市機能 P29, P32, P34, P41 ほか	都市の持つ様々な働きやサービスのことで、商業・業務、住宅、工業等の諸活動によって担われる。
	都市基盤 P2, P3, P42, P53 ほか	道路、鉄道、河川、公園、学校、その他の公共施設などの都市施設。
	都市計画道路 P3, P26, P44	都市計画法に基づき都市計画施設として定められた都市の基盤となる道路のこと。
	都市計画法 P1	都市計画に関する基本法で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。
	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) P20	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべきとして指定される区域。
	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) P20	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
	土地区画整理事業 P3, P10, P39, P42 ほか	整備が必要とされる市街地において、その一定の区域内で、土地所有者から所有する土地の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供してもらい、これを道路、公園などの公共施設用地などに充てこれを整備することによって、土地の利用価値を高め、健全な市街地とする事業。
な行	二地域居住 P6	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルのひとつ。

	用語 ※下に掲載頁を記載	解説
は行	バリアフリー P44, P45, P52	高齢者や障がい者等が社会生活を営む上での障壁（バリアー）をなくすことで、段差解消など物的なことから意識上のもの、また制度的なものの解消も含む。
	PDCA（ピーディーシーエー） P67	PDCA とは「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の頭文字をとったもので、計画から改善までをひとつのサイクルとして業務の効率化を図る方法のひとつ。
	フィーダー交通 P28	幹線（鉄道など）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担う路線バス・乗合タクシー等を指す。
ま行	モビリティマネジメント P45	日常生活における移動を「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へと自発的な転換を促し、「ひとり一人の行動や意識の問題をはっきりと考えながら、交通政策を展開していこう」とする一連の取組。
や行	ユニバーサルデザイン P39, P44	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
	用途地域 P23, P24	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。
ら行	リノベーション P32	既存の建物に大規模な工事を行うことで、住まいの性能を向上させたり、価値を高めたりすること。
	レクリエーション機能 P34	仕事や勉強などの疲れを、娯楽・休養などを通じて精神的・肉体的に癒すことに役立つ機能。
わ行	ワーケーション P6	「ワーク（Work）＝仕事」と「バケーション（Vacation）＝休暇」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地など、普段のオフィスとは離れた場所で休暇を楽しみながら働くスタイルのこと。

■策定経緯

【令和3（2021）年度】

日付	内容
令和3年7月8日（木）	策定調整会議（第1回）
令和3年7月21日（水）	検討部会（第1回）
令和3年9月28日（火）	策定調整会議（第2回）
令和3年10月11日（月）	検討部会（第2回）
令和3年11月22日（月）	検討部会（第3回）
令和4年2月3日（木）	策定調整会議（第3回）
令和4年2月21日（月）	検討部会（第4回）

【令和4（2022）年度】

日付	内容
令和4年5月17日（火）	策定調整会議（第1回）
令和4年5月30日（月）	検討部会（第1回）
令和4年7月7日（木）	検討部会（第2回）
令和4年12月9日（金）	策定調整会議（第2回 書面開催）

■策定体制

【都市計画審議会】

(敬称略・順不同)

	氏名		備考
学識経験のある者	榎 愛		大学准教授
	澤 木 昌 典		大学教授
	芝 内 秀 夫		行政経験者
	鈴 木 映 男		行政経験者
	谷 本 雅 洋		北大阪商工会議所専務理事
	友 田 正 直		農業委員会会長
市議会議員	~R4. 10. 4	R4. 10. 5~	
	片 岡 弘 子	三 浦 美代子	市議会議員
	藤 田 茉 里	松 村 紘 子	//
	松 本 直 高	松 本 直 高	//
	山本 景 (~R4. 8. 28)	北 尾 学	//
	中 谷 政 人	伊 崎 太 陽	//
住民	今 井 佳 子		女性代表
	大 矢 耕 平		青年代表
	尾 嶋 すみ子		消費者代表
	梶 健 治		民生代表

【都市計画マスタープラン検討部会】

(敬称略・順不同)

委員		備考
榎 愛	大学准教授	
澤 木 昌 典	大学教授	部会長
芝 内 秀 夫	行政経験者	
鈴 木 映 男	行政経験者	副部会長
谷 本 雅 洋	北大阪商工会議所専務理事	
友 田 正 直	農業委員会会長	
片 岡 弘 子	市議会議員	
大 矢 耕 平	住民(青年代表)	

【都市計画マスタープラン策定調整会議】

(敬称略・順不同)

	委員	備考
副市長	倉 澤 裕 基	座長
理事兼都市整備部長	有 岡 暢 晋	副座長
危機管理室長	山 添 学	
総務部長	畠 山 浩 二	
企画財政部長	近 田 邦 彦	
福祉部長	良 幸 浩	
都市計画部長	竹 内 一 生	
教育次長	大 湾 喜久男	

○交野市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 13 日
条 例 第 1 0 号

交野市都市計画審議会条例(昭和 44 年条例第 20 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、交野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 6 人以内
- (2) 市議会議員 5 人以内
- (3) 住民 4 人以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることをさまたげない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうちから委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

○交野市都市計画マスタープラン検討部会設置要綱

(設置)

第1条 交野市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の改定に関する事項を調査、検討するため、交野市都市計画審議会条例（平成12年条例第10号）第8条の規定に基づき、交野市都市計画審議会に部会として、交野市都市計画マスタープラン検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次の各号に掲げる事項を調査、検討し、結果を交野市都市計画審議会に報告する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく交野市の都市計画に関する基本的な方針として平成23年4月に定められたマスタープランの改定案
- (2) 前号のほかマスタープランの改定に関連する事項

(委員)

第3条 検討部会は、交野市都市計画審議会委員のうちから次のとおり選出し、交野市都市計画審議会会長が指名する。

- (1) 学識経験のある者 6名
- (2) 市議会議員のうちから1名
- (3) 住民のうちから1名

2 委員の任期は、委嘱の日から2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）とし、再任を妨げない。ただし、検討部会が交野市都市計画審議会に調査、検討の最終報告をしたときは、当該報告の日をもって任期満了とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 検討部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

2 検討部会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数が公開を適当でないとするときは、この限りでない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第7条 委員には、交野市都市計画審議会委員の報酬を支給する。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、都市計画部都市計画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営について必要な事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

交野市都市計画マスタープラン策定調整会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、交野市都市計画マスタープラン策定調整会議（以下「調整会議」という。）の組織、任務及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に位置付けされている「交野市の都市計画に関する基本的な方針」を改定するため、関連する所管の連絡及び調整を図るものとする。

(会議)

第3条 調整会議は、別表の委員をもって構成する。

- 2 調整会議に座長及び副座長を置き、座長には副市長、副座長には理事兼都市整備部長をもって充てる。
- 3 座長は会務を総理し調整会議を代表する。
- 4 調整会議は、座長が招集し、議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 座長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 7 調整会議を運営する上で、座長が必要であると認めるときは、関連する室・課の担当者で構成する作業部会（以下「作業部会」）を開催することができる。

(庶務)

第4条 調整会議の庶務は、都市計画課において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるものの他、調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

別表 検討会議委員

調整会議委員	備考
副市長	座長
理事兼都市整備部長	副座長
危機管理室長	
総務部長	
企画財政部長	
福祉部長	
都市計画部長	
教育次長	

■パブリックコメントの実施概要

- 期間 令和4（2022）年12月26日（月）～令和5（2023）年1月31日（火）
- 意見の提出 提出者4人、意見提出件数12件

意見の概要	件数	内訳
地区まちづくり及びコミュニティに係る考え方について	4件	コミュニティに関する質問3、意見1
良好な都市環境・住環境について	2件	環境に関する意見1、道路に関する意見1
個別取組に関連する事項について	2件	環境に関する質問1、施設に関する意見1
公共交通に係る都市づくりの視点について	1件	公共交通に関する意見1
用語の定義について	1件	用語の使い方に関する質問1
都市計画マスタープランの評価基準について	1件	評価基準に関する質問1
都市計画マスタープランに掲げる取り組みの進め方について	1件	環境に関する取り組みの質問1

交野市都市計画マスタープラン
—都市計画に関する基本的な方針—

発行年月日 令和5年4月
発行 大阪府交野市
編集 交野市都市計画部都市まちづくり課

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号
TEL 072-892-0121 (代表)
FAX 072-893-2636



交野市